

福岡市こども総合相談センター

事業概要



平成24年度版

<表紙の説明>

思春期後期のひきこもりがちな子ども達のための、社会的自立に向けた集団支援の場（愛称“Peaceful”）に通う女子メンバーが、えがお館に集う子どもをイメージして描きました。スポーツ好きな活発な子、やんちゃないたずらっ子、控えめでおとなしい子…。子ども達の表情から何らかのメッセージがうかがえるようです。“Peaceful”では、普段は自ら発言することが少ないメンバーも、イラスト等の得意分野ではしっかり表現することができ、少しずつ自信をつけながら周囲のメンバーと自然に交流するようになっていきます。

はじめに

昨年度に改正された民法と児童福祉法が今年の4月1日より施行されました。従前においては、虐待をした親に対してなかなか親権が制限できず、子どもにとって不利益になることがしばしばみられていました。そこで、2年を上限として家庭裁判所の裁判によって親権を一時的に停める制度ができ、これによって里親さんや施設に預けられている子どもがより安心して過ごすことが期待できるものです。

また、施設長や里親さんの養育について、親権者が不当な主張をすることが禁止されることになりました。たとえば、家庭裁判所の裁判による親権の停止まではしないけれども、虐待を受けた子どもが里親さんや施設に預けられている場合に、親が理由もなく医療を受けることに同意しないとか、子どもの意に反し勝手に高校に退学届を出すなど、施設や里親に不当な主張をすることが禁止されることになったのです。さらに、親のいない子どもや、両親が親権の喪失・停止の裁判を受けた子どもには、親権者と同じような役割を果たす「未成年後見人」を家庭裁判所が選任することになりますが、その際に、法人が職務として未成年後見人となるか、複数の個人（又は法人）で未成年後見人となることが可能になりました。これにより、例えば親族が専門家とともに2人で未成年後見人となるなど、多様な形態の未成年後見が可能になり、子どもの権利が護られやすくなったと思います。

今回の法改正で児童虐待対策の法的枠組みがいっそう整備されたことで、子どもの生命や人権を護るための、児童相談所による迅速・適切な法的対応が可能になってきました。次は児童相談所がこれらの法的な仕組みを活用できるかどうか問われてきます。当センターでは、平成23年度より常勤の弁護士を配置して法的対応力を強化してきました。子どもの最善の利益を図るという観点に立ち、子どもの人権をどのようにして法的に護ることが可能か、そのための法手続きはどのようにするのか、日々親権者や保護者との間で法的対応に悩まされてきた当センターの職員にとって、強力な助っ人がすぐ側にいるということはとても心強いことです。日々弁護士に相談する中で、確実に子どもの人権に対するセンスや法的対応のノウハウが深く定着しつつあるように見えます。子どもの未来のために、保健福祉教育の各専門職と法的対応の専門職とがコンビネーションを持つことで、大きく発展していく可能性を感じています。

本概要は、平成23年度のセンターの相談概要と業務実績をまとめたものです。ご高覧いただき、関係各位の業務の参考にしていただければ幸いです。

平成24年10月 福岡市こども総合相談センター
所長 藤林 武史

目 次

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1	こども総合相談センター概況	1
2	所在地及び建物概要	2
3	利用案内	3
4	組織及び事務分掌	4
5	相談の流れ	5

第2 こども総合相談センター業務概要（平成23年度）

1	相談の種別	6
2	電話相談の状況	6
3	面接相談の状況	8
(1)	概況	8
(2)	育成相談	9
(3)	障がい相談	10
(4)	養護相談	12
(5)	非行相談	13
(6)	教育相談	15
(7)	心理判定・面接状況	16
4	児童虐待防止対策	18
5	里親制度推進事業	23
6	思春期相談事業	25
7	いじめ・不登校対策	28
8	一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の状況	30
9	その他の事業	32
(1)	事件・事故等に関わる学校緊急支援事業	32
(2)	非行防止活動	32
(3)	児童福祉審議会処遇困難事例等専門部会	33
(4)	広報・啓発活動	34

第3 特集

1	里親制度の取り組みについて	35
---	---------------	----

第4 資料集

1	福岡市の人口と児童をとりまく環境	39
2	児童福祉施設等一覧	40
3	子どもの問題に関する主な相談機関	43
4	こども総合相談センター設置の経緯	44

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1 こども総合相談センター概況

(1) 取り組み概況

こども総合相談センター「えがお館」では、0歳から20歳までの子どもや保護者を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

総合相談機能の充実や関係機関・団体とのネットワークの構築・連携などに努めるとともに、24年度は児童虐待を防止するため、休日・夜間における子どもの安全確認を行う体制を充実させるほか、弁護士の資格を有する課長級職員を引き続き配置して法的対応など専門性の向上を確保し、相談体制を強化しています。

さらに、教育相談部門では、スクールソーシャルワーカーを一部の校区へ増員し、子どもの抱える問題について、子ども自身だけでなくその取り巻く環境にも働きかけ、包括的な支援活動を行っています。

(2) 主な事業

★相談事業

- ・24時間対応の電話相談及び女の子専用電話相談（年末年始を除く）の実施
- ・面接相談や心理診断・ケアなどの実施
- ・療育手帳等の交付に伴う判定

★児童虐待防止対策等の取り組み

- ・虐待を受けた子どものための心のケアと虐待をした親の援助
- ・虐待防止・早期発見のためのネットワークの強化
- ・一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の運営
- ・養育支援訪問事業の実施
- ・子育て見守り訪問員派遣事業の実施

★里親制度の推進への取り組み

- ・専門里親など里親制度の充実
- ・お盆ふれあい行事の実施
- ・里親養育支援共働事業の実施

★思春期相談の取り組み

- ・思春期相談
- ・思春期集団支援事業（ピースフル）、地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センター ワンド）の実施
- ・思春期研修会・思春期保護者交流会等の実施
- ・ひきこもり等の子どもへの相談員派遣事業の実施

★教育相談事業と不登校対策

- ・適応指導教室（はまかぜ学級・サテライト学級）の運営
- ・不登校支援のための学校訪問
- ・不登校児童生徒支援のための大学生相談員派遣事業（メンタルフレンド事業）の実施
- ・スクールカウンセラー派遣事業の実施
- ・事件・事故等に関わる学校緊急支援の実施
- ・スクールソーシャルワーカー派遣事業の実施

★非行防止運動

- ・青少年に対する街頭指導活動の実施
- ・青少年の非行防止のための環境浄化活動の実施

★地域支援、情報提供、広報、啓発事業の実施

- ・ホームページの公開
- ・出前講座の実施
- ・小冊子「わが子を見つめる」の発行

2 所在地及び建物概要

(1) 所在地

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号 こども総合相談センター（えがお館）

(2) 建物概要

敷地：16,121.81㎡
 延床面積 12,373.92㎡
 建築面積 2,097.31㎡
 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 階数：地下1階地上7階

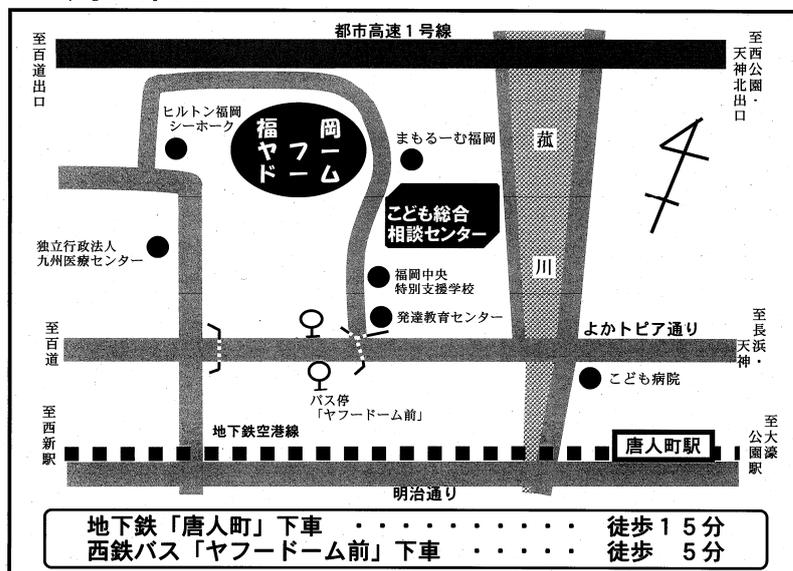
(3) 設置

平成15年5月5日

(4) フロア案内

階数	施設名称	施設の主な機能
7F	視聴覚室・研修室	● 視聴覚室等については、当センターの関係機関・団体や子どもの援助団体などを支援する場です。
6F	面接室・医療室 各種療法室	● 主に心理診断や心理療法、医師による医学的診断を行っています。
5F	相談受付・相談室 屋内運動場・事務室	● 当センターの総合受付があります。 ● 0歳から20歳までの子どもや家族、関係者の皆様を対象に面接相談を行っています。
4F	はまかぜ学級	● 小学校、中学校の児童・生徒を対象とした不登校児童生徒の活動支援の場として“はまかぜ学級”があります。
3F	ほっとルーム	● 子どもの福祉に関する一時保護や生活指導を行う“まりんルーム”や“ほっとルーム”があります。
2F	まりんルーム	● 守衛室があります。
1F	まりんルーム ロビー・守衛室	
B1F	駐車場	※高さ制限がありバス等は駐車できません。

(5) 交通アクセス・周辺案内



3 利用案内

(1) このような相談をお受けいたします。

- ★赤ちゃんの育児（授乳・食事・排泄・睡眠）不安に関する事
- ★子どもの発育や発達の遅れなどに関する事
- ★家庭内の暴力などの性格行動に関する事
- ★心身に障がいのある場合の発達や施設入所等に関する事
- ★療育手帳、特別児童扶養手当の判定に関する事
- ★子ども自身の身体の悩みや性に関する事
- ★ひきこもりがちな子どもに関する事
- ★養育者の病気や死亡、置き去りなどの理由により家庭で子どもの養育が困難なときの相談
- ★里親に子どもを預けたい、里親になりたい
- ★子どもの夜間徘徊、万引きや盗み、家のお金の持ち出しやシンナーを使って困っているなどの相談
- ★性被害や異性交遊など性についての悩み
- ★近所の子どもが虐待を受けているなど養育環境上の問題のある家庭についての相談
- ★不登校に関する事
- ★いじめなど学校生活についての悩みに関する事

(2) 利用できる方

- ★0歳から20歳までの子どもやその家族とその関係者、子どもに関する各種団体。

(3) 利用方法

① 電話相談

- ★ 専門の相談員（臨床心理士、保健師、助産師、看護師、保育士、教職経験者など）が電話でご相談をお受けします。

相談電話(24時間対応)
092-833-3000 ※年中無休(年末年始を除く)

- 子ども本人、保護者の皆様からのご相談をお受けします。
- どこに相談したらよいかわからない子どもの相談は迷わずご相談下さい。

女の子専用電話(9:00~17:00)
092-833-3001 ※年中無休(年末年始を除く)

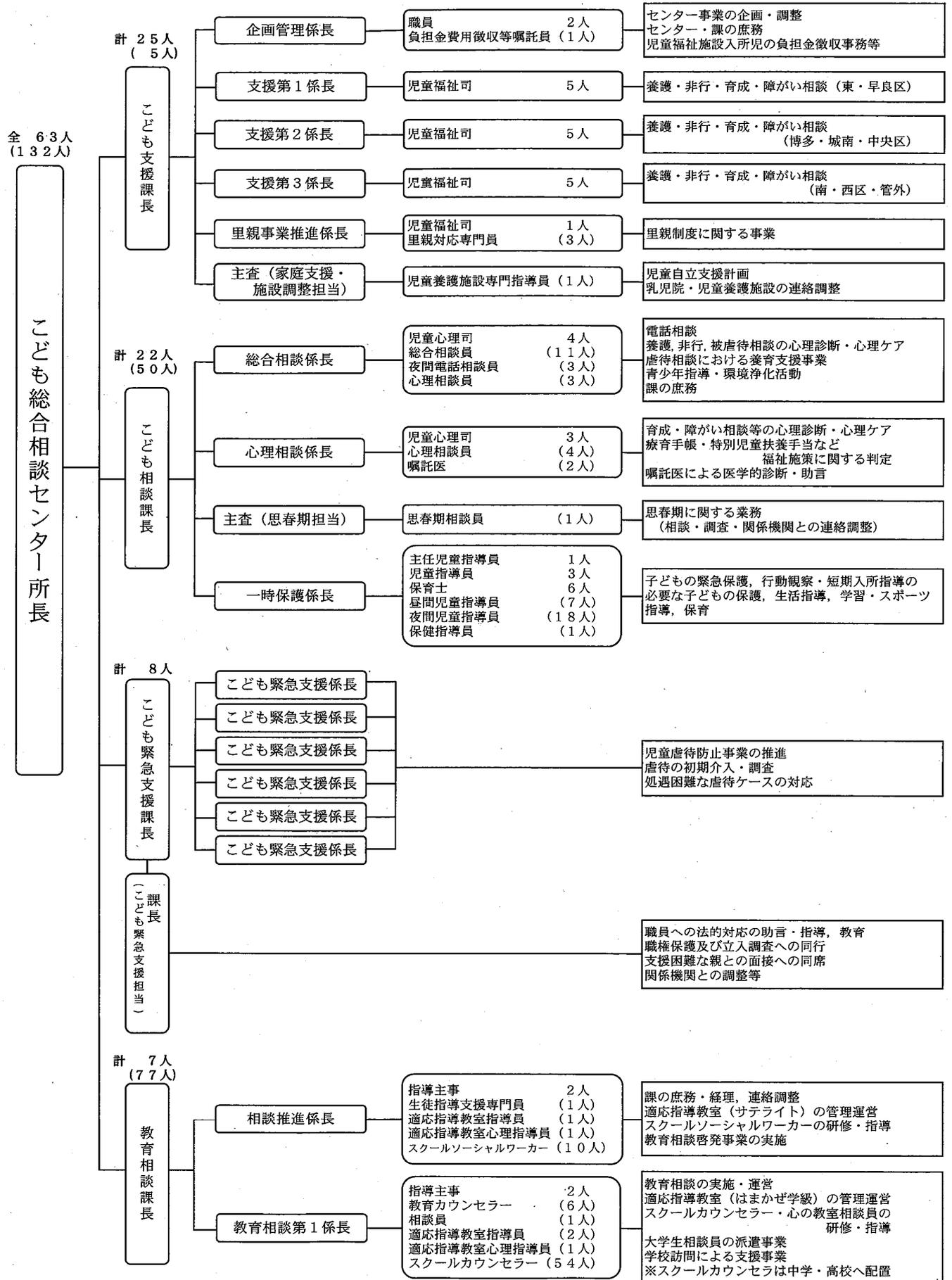
- 女の子本人からのご相談を女性相談員がお受けします。

② 面接相談

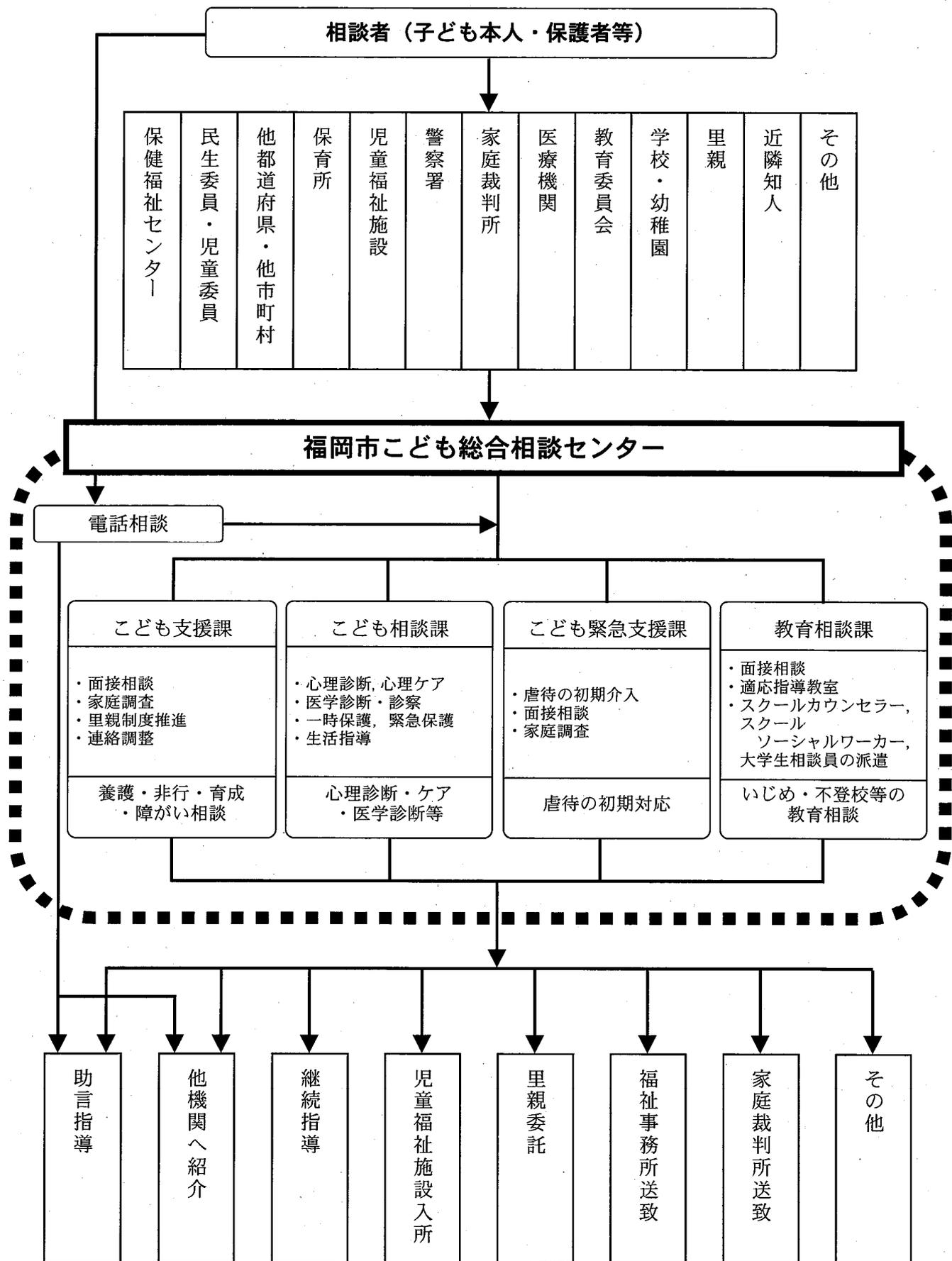
- 担当の係で児童福祉司、児童心理司等が相談をお受けします。
- 原則として予約が必要です。まずはお電話でご相談下さい。
- 面接時間は祝日を除く月曜から金曜日の午前9時から午後5時までです。

4 組織及び事務分掌

※ () 内は嘱託員で外数



5 相談の流れ



第2 こども総合相談センター業務概要（平成23年度）

1 相談の種類別

- ・育成相談 落ち着きがない、わがまま、家庭内暴力、しつけなどに関する相談。
- ・障がい相談 知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、言語発達障がい等のある子どもの家庭養育や施設入所に関する相談。
- ・養護相談 保護者の病気、家出などのため家庭養育が困難な子ども、暴力や遺棄・置き去りなど虐待・放任されている家庭環境上問題がある子どもの相談。
- ・非行相談 家出、不良交友などの行為のある子どものぐ犯行為（*1）や窃盗、暴行傷害など法に触れる行為のある子どもの相談。
- ・教育相談 不登校、いじめなどの学校場面での問題に関する相談。

*1 ぐ犯行為・・・将来に罪を犯す可能性のある行為

2 電話相談の状況

(1) 受理件数

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	*2 計 (虐待相談)
19年度	6,069 52.4	179 1.5	471 4.1	276 2.4	3,272 28.2	1,315 11.4	11,582件 (197) 100.0% (1.7)
20年度	6,050 52.0	177 1.5	401 3.4	214 1.8	3,157 27.1	1,653 14.2	11,652件 (188) 100.0% (1.6)
21年度	5,992 51.1	167 1.4	420 3.6	227 1.9	2,587 22.1	2,335 19.9	11,728件 (211) 100.0% (1.8)
22年度	5,900 52.0	160 1.4	606 5.4	221 2.0	2,281 20.1	2,169 19.1	11,337件 (377) 100.0% (3.3)
23年度	5,215 51.1	160 1.6	704 6.9	219 2.1	2,775 27.2	1,137 11.1	10,210件 (417) 100.0% (4.1)

※()内は虐待相談件数で内数

毎年10,000件超の相談を受けています。平成23年度の相談の受理状況については、育成相談が約51%、教育相談が約27%で、この2つの相談で全体の約78%を占めています。

*2 虐待相談・・・ここでいう虐待相談には、近隣者からの虐待通告の他に子ども自身からの相談や保護者からの虐待しそうであるという相談も含まれています。

② 虐待相談の内訳

区分	心理的 虐待	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	計
21年度	45 21.3	109 51.7	14 6.6	43 20.4	211件 100.0%
22年度	104 27.6	172 45.6	17 4.5	84 22.3	377件 100.0%
23年度	138 33.1	160 38.4	17 4.1	102 24.4	417件 100.0%

平成23年度は、虐待相談が417件と前年度より40件増加しています。特に心理的虐待は34件増、放任虐待は18件増と増加しています。

③ 時間帯別（昼間：8:00～17:00，夜間 17:00～22:00，深夜 22:00～翌 8:00）

区分	昼間	夜間	深夜	計
21年度	7,350 62.7	2,604 22.2	1,774 15.1	11,728件 100.0%
22年度	7,110 62.7	2,305 20.3	1,922 17.0	11,337件 100.0%
23年度	6,861 67.2	1,881 18.4	1,468 14.4	10,210件 100.0%

約67%は昼間の相談ですが、深夜の相談についても14.4%となっています。

(2) 相談者別件数

区分	本人	父	母	その他 親族	教師	その他	計
21年度	1,546 13.2	521 4.4	8,549 72.9	360 3.1	158 1.3	594 5.1	11,728件 100.0%
22年度	1,333 11.8	532 4.7	8,105 71.5	409 3.6	206 1.8	752 6.6	11,337件 100.0%
23年度	1,104 10.8	575 5.6	7,133 69.9	513 5.0	210 2.1	675 6.6	10,210件 100.0%

母親からの相談が一番多く、約70%を占めています。

(3) 対象者学職別件数*3

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
21年度	2,751 23.5	2,558 21.8	3,573 30.5	1,033 8.8	223 1.9	179 1.5	380 3.2	225 1.9	806 6.9	11,728件 100.0%
22年度	2,754 24.3	2,433 21.5	3,518 31.0	1,093 9.7	195 1.7	90 0.8	287 2.5	242 2.1	725 6.4	11,337件 100.0%
23年度	2,660 26.1	2,918 28.6	2,342 22.9	1,005 9.8	232 2.3	70 0.7	121 1.2	270 2.6	592 5.8	10,210件 100.0%

相談対象者としては、乳幼児、小学生、中学生で約77%を占めています。

*3 学職別件数・・・学年若しくは職業の有無毎の件数

(4) 電話対応の処理状況

区分	相談引継	助言	他機関 紹介	その他	計
21年度	541 4.6	9,986 85.1	994 8.5	207 1.8	11,728件 100.0%
22年度	521 4.6	9,500 83.8	1,050 9.3	266 2.3	11,337件 100.0%
23年度	598 5.9	8,248 80.8	1,252 12.2	112 1.1	10,210件 100.0%

処理の状況としては、助言が一番多く約81%であり、他機関へ繋いだものも約12%あります。

(5) 居住地別

区分	市内	市外県内	県外	不明	計
21年度	9,462 80.7	680 5.8	209 1.8	1,377 11.7	11,728件 100.0%
22年度	9,165 80.8	612 5.4	183 1.6	1,377 12.2	11,337件 100.0%
23年度	8,077 79.1	597 5.9	175 1.7	1,361 13.3	10,210件 100.0%

相談の多くは市内からで約79%、市外や県外からも約7.5%程度入ってきています。

3 面接相談の状況

(1) 概況

専門的、継続的な相談が必要な場合、児童福祉司や児童心理司、教職員等により面接相談を受けています。また、必要に応じて各種心理判定や医師の診断を行いながら、カウンセリングを実施しています。

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	* 2-P.6参照 計 (虐待相談)
19年度	237	2,123	671	182	175	0	受理3,388件 (358件)
	7.0	62.7	19.8	5.3	5.2	0.0	100.0% (10.6%)
	4,830	2,711	5,931	2,364	3,739	7	延19,582件 (3,483件)
	24.7	13.8	30.3	12.1	19.1	0.0	100.0% (17.8%)
20年度	246	2,200	649	225	174	0	受理3,494件 (342件)
	7.0	63.0	18.6	6.4	5.0	0.0	100.0% (9.8%)
	4,308	2,881	6,018	2,148	4,243	14	延19,612件 (3,203件)
	22.0	14.7	30.7	10.9	21.6	0.1	100.0% (16.3%)
21年度	207	2,196	802	223	147	0	受理3,575件 (495件)
	5.8	61.5	22.4	6.2	4.1	0.0	100.0% (13.8%)
	4,243	2,695	6,976	2,577	3,541	10	延20,042件 (4,099件)
	21.2	13.4	34.8	12.9	17.7	0.0	100.0% (20.5%)
22年度	216	2,129	899	226	119	0	受理3,589件 (604件)
	6.0	59.3	25.1	6.3	3.3	0.0	100.0% (16.8%)
	4,448	2,719	9,173	2,989	2,746	14	延22,089件 (6,297件)
	20.2	12.3	41.5	13.5	12.4	0.1	100.0% (28.5%)
23年度	235	2,335	894	184	168	0	受理3,816件 (544件)
	6.2	61.2	23.4	4.8	4.4	0.0	100.0% (14.3%)
	3,790	2,810	10,499	2,661	2,782	10	延22,552件 (7,288件)
	16.8	12.5	46.6	11.8	12.3	0.0	100.0% (32.3%)

※ () は虐待相談件数で内数

受理件数で最も多いのが障がい相談で全体の61.2%となっています。

延べ件数では、養護相談で全体の46.6% (1件あたり平均8回～9回の面接) となっています。

② 虐待相談の内訳* 2-P.6参照

区分	心理的 虐待	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	計
21年度	117	175	17	186	受理495件
	23.6	35.4	3.4	37.6	100.0%
	765	1,580	243	1,511	延4,099件
	18.7	38.5	5.9	36.9	100.0%
22年度	177	184	21	222	受理604件
	29.3	30.5	3.5	36.7	100.0%
	1,361	2,492	356	2,088	延6,297件
	21.6	39.6	5.6	33.2	100.0%
23年度	199	170	16	159	受理544件
	36.6	31.3	2.9	29.2	100.0%
	1,411	2,808	615	2,454	延7,288件
	19.4	38.5	8.4	33.7	100.0%

③ 相談経路別件数* 4

区分	家庭	福祉 事務所	警察	保健所	心障セン 西部東部 療育セン	児童福祉 施設	家庭 裁判所	学校	その他	計
21年度	1,487	431	279	127	530	157	5	60	499	3,575件
	41.6	12.1	7.8	3.5	14.8	4.4	0.1	1.7	14.0	(100.0%)
22年度	1,452	474	264	130	535	159	10	48	517	3,589件
	40.5	13.2	7.4	3.6	14.9	4.4	0.3	1.3	14.4	(100.0%)
23年度	1,532	554	216	135	588	179	8	59	545	3,816件
	40.2	14.5	5.7	3.5	15.4	4.7	0.2	1.5	14.3	(100.0%)

* 4 相談経路・・・当センターへ相談のあった相手方の区分を示しています。

④ 対象者学職別件数* 3-P.7参照

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
21年度	1,419	911	688	290	0	10	50	191	14	3,573件
	39.7	25.5	19.3	8.1	0.0	0.3	1.4	5.3	0.4	100.0%
22年度	1,549	880	589	304	2	3	65	176	21	3,589件
	43.1	24.5	16.4	8.5	0.1	0.1	1.8	4.9	0.6	100.0%
23年度	1,655	991	693	293	3	4	50	126	1	3,816件
	43.4	26.0	18.1	7.7	0.1	0.1	1.3	3.3	0.0	100.0%

(2) 育成相談

落ち着きがない、集団不適応、家庭内暴力などの性格行動や、しつけ、進学・就職などについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	性格行動										育児	進路	ひきこもり	生き方	性	被害	保健・医療	計
	な落ち着きが	わ反が抗ま	家庭内暴力	乱暴	性情緒その他	社会人性	チ習ツ癖ク	生活習慣	そ性格他行動	小計								
19年度	27	8	13	14	57	20	14	7	25	185	23	2	16	1	0	6	4	237件
	11.4	3.4	5.5	5.9	24.1	8.4	5.9	3.0	10.5	78.1	9.7	0.8	6.8	0.4	0.0	2.5	1.7	100.0%
20年度	24	15	13	10	79	37	11	2	19	210	16	1	14	2	0	0	3	246件
	9.8	6.1	5.3	4.1	32.1	15.0	4.5	0.8	7.7	85.4	6.5	0.4	5.7	0.8	0.0	0.0	1.2	100.0%
21年度	16	12	15	5	71	20	7	3	22	171	12	3	10	0	1	10	0	207件
	7.8	5.8	7.2	2.4	34.3	9.7	3.4	1.4	10.7	82.7	5.8	1.4	4.8	0.0	0.5	4.8	0.0	100.0%
22年度	27	20	19	9	72	16	7	0	21	191	10	3	4	2	0	4	2	216件
	12.5	9.3	8.8	4.2	33.3	7.4	3.2	0.0	9.7	88.4	4.6	1.4	1.9	0.9	0.0	1.9	0.9	100.0%
23年度	38	22	20	13	54	22	10	2	24	205	15	4	4	1	3	3	0	235件
	16.2	9.4	8.5	5.5	23.0	9.4	4.2	0.8	10.2	87.2	6.4	1.7	1.7	0.4	1.3	1.3	0.0	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
21年度	25	34	58	48	25	10	7	207件
	12.1	16.4	28.0	23.2	12.1	4.8	3.4	100.0%
22年度	32	32	56	45	34	12	5	216件
	14.8	14.8	25.9	20.8	15.8	5.6	2.3	100.0%
23年度	46	42	56	39	34	15	3	235件
	19.6	17.9	23.8	16.6	14.4	6.4	1.3	100.0%

③ 相談経路別件数* 4-P.8参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親含)	家庭裁判所	学校	その他	計
21年度	179	0	6	17	1	2	0	1	1	207件
	86.4	0.0	2.9	8.2	0.5	1.0	0.0	0.5	0.5	100.0%
22年度	174	0	11	27	0	1	0	2	1	216件
	80.5	0.0	5.1	12.5	0.0	0.5	0.0	0.9	0.5	100.0%
23年度	181	3	8	37	0	3	0	2	1	235件
	77.0	1.3	3.4	15.7	0.0	1.3	0.0	0.9	0.4	100.0%

④ 学職別件数*3-P7参照

区分	未 就 学	小 学 生							中 学 生				高 校 生				無 職 等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計		
21年度	52	19	21	18	16	13	18	105	13	8	11	32	3	4	2	9	9	207件
	25.2	9.2	10.1	8.7	7.7	6.3	8.7	50.7	6.3	3.9	5.3	15.5	1.4	1.9	1.0	4.3	4.3	100.0%
22年度	53	18	25	11	19	15	14	102	12	22	4	38	9	4	2	15	8	216件
	24.5	8.3	11.6	5.1	8.8	6.9	6.5	47.2	5.6	10.2	1.9	17.7	4.1	1.9	0.9	6.9	3.7	100.0%
23年度	74	25	12	18	26	9	17	107	9	14	10	33	8	4	1	13	8	235件
	31.5	10.6	5.1	7.7	11.1	3.8	7.2	45.5	3.8	6.0	4.3	14.1	3.4	1.7	0.4	5.5	3.4	100.0%

⑤ 支援別件数*5

区分	訓 戒 誓 約	児 童 福 祉 司 指 導	施 設 入 所		福 祉 事 務 所 送 致	*6 助 言 指 導	継 続 指 導	そ の 他	計
			入 所	通 園					
21年度	0	0	0	0	0	20	173	14	207件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.7	83.5	6.8	100.0%
22年度	0	0	0	0	0	27	166	23	216件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	76.9	10.6	100.0%
23年度	0	0	1	0	0	35	169	30	235件
	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	14.9	71.9	12.8	100.0%

*5 支援別件数・・・当センターが行った援助の内容毎の件数です。

*6 助言・指導・・・子どもの相談内容に対する対応方法や他機関への連携等を行い、1回の面接で終了したもの。

育成相談における助言指導の多くは、育児や子どもの進路などの相談です。また継続指導とは子どもの性格や行動などの問題がある場合等に、継続して数回から数十回に渡って通所面接や遊戯療法(*7)などを行い、親子関係等の調整を行ったものです。

*7 遊戯療法・・・遊びを媒介として、子どもの精神安定を図り発達障がいなどからの回復をめざす心理療法

(3) 障がい相談

知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、視聴覚障がい、言語発達障がいなど、心身に障がいのある子どもの療育や家庭での養育、施設入所についての相談です。

療育手帳、特別児童扶養手当の判定も実施しています。

① 相談内容別件数

区分	知的 障がい	肢体 不自由	重症 心身	言語 障がい	その他	計
21年度	1,741	90	209	117	39	2,196件
	79.2	4.2	9.5	5.3	1.8	100.0%
22年度	1,658	115	208	109	39	2,129件
	78.0	5.4	9.7	5.1	1.8	100.0%
23年度	1,951	106	136	102	40	2,335件
	83.6	4.5	5.8	4.4	1.7	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
21年度	594	429	252	269	266	168	218	2,196件
	27.1	19.5	11.5	12.2	12.1	7.7	9.9	100.0%
22年度	640	446	228	194	240	166	215	2,129件
	30.1	20.9	10.7	9.1	11.3	7.8	10.1	100.0%
23年度	653	509	237	270	355	177	134	2,335件
	28.0	21.8	10.1	11.6	15.2	7.6	5.7	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親含)	家庭裁判所	学校	その他	計
21年度	977	332	0	110	529	31	0	0	217	2,196件
	44.5	15.1	0.0	5.0	24.1	1.4	0.0	0.0	9.9	100.0%
22年度	924	348	1	103	535	22	0	0	196	2,129件
	43.4	16.4	0.1	4.8	25.1	1.0	0.0	0.0	9.2	100.0%
23年度	995	400	0	97	587	19	0	1	236	2,335件
	42.6	17.1	0.0	4.2	25.1	0.8	0.0	0.1	10.1	100.0%

④ 学職別件数 * 3-P7 参照

区分	未就学	小学生						中学生			高校生				無職等	計		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年			3年	小計
21年度	1,005	75	77	90	78	73	93	486	135	100	68	303	75	73	32	180	222	2,196件
	45.7	3.4	3.5	4.2	3.6	3.3	4.2	22.2	6.1	4.6	3.1	13.8	3.4	3.3	1.5	8.2	10.1	100.0%
22年度	1,056	88	78	74	49	65	65	419	89	80	77	246	105	56	28	189	219	2,129件
	49.6	4.1	3.7	3.6	2.3	3.0	3.0	19.7	4.2	3.8	3.6	11.6	4.9	2.6	1.3	8.8	10.3	100.0%
23年度	1,124	108	85	61	104	72	101	531	109	123	114	346	86	68	32	186	148	2,335件
	48.1	4.6	3.6	2.6	4.5	3.1	4.3	22.7	4.7	5.3	4.9	14.9	3.7	2.9	1.4	8.0	6.3	100.0%

⑤ 支援別件数 * 6-P.10 参照

区分	訓戒誓約	児童福祉司指導	施設入所 * 8				福祉事務所送致	助言指導	継続指導	その他	計
			入所		通園						
			措置	契約	措置	契約					
21年度	0	0	7	192	0	529	0	1,382	67	19	2,196件
	0.0	0.0	0.3	8.7	0.0	24.1	0.0	62.9	3.1	0.9	100.0%
22年度	0	0	8	196	0	535	0	1,294	89	7	2,129件
	0.0	0.0	0.4	9.2	0.0	25.1	0.0	60.8	4.2	0.3	100.0%
23年度	0	0	9	198	0	586	0	1,447	84	11	2,335件
	0.0	0.0	0.4	8.5	0.0	25.1	0.0	62.0	3.6	0.4	100.0%

* 8 施設入所・・・施設入所のうち契約件数についてはH18年10月より始まった施設と利用者の施設利用契約制度による入所件数であり、毎年度契約要。

⑥ 障がい児施設入所状況(年度末在籍)

区分	知的障がい児	盲児	ろうあ児	肢体不自由児	重症心身障がい児	計
21年度	47 (33)	1 (0)	3 (3)	1 (5)	6 (124)	58人 (165)
22年度	42 (29)	1 (0)	3 (3)	1 (7)	8 (125)	55人 (164)
23年度	41 (33)	1 (0)	3 (3)	1 (5)	9 (128)	55人 (169)

※ () 内の数値は、契約による入所者数で外数

(4) 養護相談

保護者の病気・家出などのため家庭養育が困難な子ども、遺棄・置き去りなど適当な養育者がいない子ども、虐待・放任されている家庭環境上問題のある子どもについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	保護者の理由			離婚	虐待	拘禁	父母就労	家庭環境	迷子	その他	計
	傷病	家出	死亡								
19年度	50 7.5	8 1.2	5 0.7	5 0.7	358 53.4	6 0.9	14 2.1	56 8.3	6 0.9	163 24.3	671件 100.0%
20年度	68 10.5	1 0.2	2 0.3	0 0.0	327 50.4	10 1.5	14 2.2	70 10.8	5 0.8	152 23.3	649件 100.0%
21年度	62 7.7	3 0.4	4 0.5	1 0.1	427 53.2	9 1.1	10 1.2	118 14.7	7 0.9	161 20.1	802件 100.0%
22年度	89 9.9	3 0.3	3 0.3	3 0.3	534 59.5	12 1.3	4 0.4	87 9.7	2 0.2	162 18.1	899件 100.0%
23年度	92 10.3	3 0.3	1 0.1	0 0.0	505 56.5	9 1.0	7 0.8	81 9.1	2 0.2	194 21.7	894件 100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
21年度	246 30.7	136 17.0	112 14.0	110 13.7	102 12.7	60 7.5	36 4.5	802件 100.0%
22年度	297 33.0	163 18.2	145 16.1	123 13.7	91 10.1	53 5.9	27 3.0	899件 100.0%
23年度	322 36.0	165 18.5	110 12.3	115 12.9	101 11.3	44 4.9	37 4.1	894件 100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親)	家庭裁判所	学校	その他	計
21年度	133 16.6	99 12.3	118 14.7	0 0.0	0 0.0	120 15.0	0 0.0	58 7.2	274 34.2	802件 100.0%
22年度	108 12.0	125 13.9	108 12.0	0 0.0	0 0.0	115 12.8	0 0.0	44 4.9	399 44.4	899件 100.0%
23年度	108 12.1	148 16.5	100 11.2	1 0.1	0 0.0	141 15.8	0 0.0	52 5.8	344 38.5	894件 100.0%

④ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	未就学	小学生						中学生				高校生	無職等	計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年				小計
21年度	360	43	44	32	36	40	34	229	39	24	40	103	86	24	802件
	44.9	5.4	5.5	4.0	4.5	5.0	4.2	28.6	4.9	3.0	5.0	12.9	10.7	3.0	100.0%
22年度	439	52	52	44	50	34	20	252	35	33	24	92	94	22	899件
	48.8	5.8	5.8	4.9	5.6	3.8	2.2	28.1	3.9	3.7	2.7	10.3	10.5	2.3	100.0%
23年度	457	43	35	42	41	43	33	237	35	29	45	109	74	17	894件
	51.1	4.8	3.9	4.7	4.6	4.8	3.7	26.5	3.9	3.3	5.0	12.2	8.3	1.9	100.0%

⑤ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	児童養護施設等入所	里親委託	その他	計
21年度	83	566	6	109	36	2	802件
	10.3	70.6	0.7	13.6	4.5	0.2	100.0%
22年度	100	643	3	96	49	8	899件
	11.1	71.5	0.3	10.7	5.5	0.9	100.0%
23年度	104	626	5	100	54	5	894件
	11.6	70.0	0.6	11.2	6.0	0.6	100.0%

⑥ 児童養護施設等入所状況（4月1日付施設入所者在籍数）

区分	乳児院	児童養護施設	情緒障がい児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	里親	計
21年度	45	274	17	8	3	89	436人
22年度	46	279	9	6	4	101	445人
23年度	43	252	10	9	3	112	429人

(5) 非行相談

家出、不良交遊などの行為のある子どもについてのぐ犯行為（* 1-P.6参照）等の相談や、13歳以下で窃盗・暴行行為など法に触れる行為のある子どもについての触法相談です。相談内容別・男女別件数

区分		無断外泊	浮浪徘徊	金品持出	不純異性交遊	不良交遊	喫煙・飲酒	家出	シンナー	放火	暴行傷害	性的非行	窃盗						その他	計	
													自転車	原付自転車	万引き	侵入盗	横領	その他			小計
19年度	男	5	1	7	0	0	1	20	0	7	2	3	6	15	4	3	2	7	37	41	124
	女	3	3	3	6	0	0	21	2	0	1	0	3	1	8	1	0	2	15	7	61
	計	8	4	10	6	0	1	41	2	7	3	3	9	16	12	4	2	9	52	48	185
	%	4.3	2.2	5.4	3.2	0.0	0.5	22.2	1.1	3.8	1.6	1.6	4.9	8.6	6.5	2.2	1.1	4.9	28.2	25.9	100.0
20年度	男	4	3	10	0	1	3	12	2	1	19	7	11	24	20	1	3	10	69	27	158
	女	6	1	4	0	0	0	21	1	0	4	0	5	1	4	0	0	9	19	11	67
	計	10	4	14	0	1	3	33	3	1	23	7	16	25	24	1	3	19	88	38	225
	%	4.5	1.8	6.2	0.0	0.4	1.3	14.8	1.3	0.4	10.2	3.1	7.1	11.1	10.7	0.4	1.3	8.5	39.1	16.9	100.0
21年度	男	4	4	11	0	3	1	14	0	6	25	6	9	21	17	4	6	10	67	34	175
	女	2	1	3	0	1	1	17	0	0	0	2	2	2	6	2	1	3	16	5	48
	計	6	5	14	0	4	2	31	0	6	25	8	11	23	23	6	7	13	83	39	223
	%	2.8	2.2	6.3	0.0	1.8	0.9	14.0	0.0	2.7	11.2	3.6	4.9	10.3	10.3	2.7	3.1	5.9	37.2	17.3	100.0
22年度	男	1	2	11	0	0	0	18	2	6	18	6	11	34	13	1	2	5	66	30	160
	女	1	1	10	0	1	0	25	1	1	1	2	0	1	7	3	1	3	15	8	66
	計	2	3	21	0	1	0	43	3	7	19	8	11	35	20	4	3	8	81	38	226
	%	0.9	1.3	9.3	0.0	0.4	0.0	19.0	1.3	3.1	8.4	3.6	4.9	15.5	8.9	1.8	1.3	3.5	35.9	16.8	100.0
23年度	男	5	2	10	0	0	2	11	0	8	10	5	9	21	8	1	3	10	52	27	132
	女	3	2	7	0	0	0	20	0	0	4	1	0	0	7	0	0	2	9	6	52
	計	8	4	17	0	0	2	31	0	8	14	6	9	21	15	1	3	12	61	33	184
	%	4.3	2.2	9.2	0.0	0.0	1.1	16.8	0.0	4.3	7.6	3.3	4.9	11.4	8.2	0.5	1.6	6.5	33.1	18.1	100.0

① 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
21年度	0	2	12	36	157	16	0	223件
	0.0	0.9	5.4	16.1	70.4	7.2	0.0	100.0%
22年度	0	0	18	53	132	22	1	226件
	0.0	0.0	8.0	23.5	58.4	9.7	0.4	100.0%
23年度	0	1	11	37	121	13	1	184件
	0.0	0.5	6.0	20.1	65.8	7.1	0.5	100.0%

② 相談経路別件数 * 4-P.8 参照

区分	家庭	警察		家庭裁判所	その他	計
		通告	送致			
21年度	55	135	20	5	8	223件
	24.7	60.5	9.0	2.2	3.6	100.0%
22年度	56	137	7	10	16	226件
	24.8	60.6	3.1	4.4	7.1	100.0%
23年度	43	107	1	8	25	184件
	23.4	58.2	0.5	4.3	13.6	100.0%

少年法の改正（H19.11.1）に伴い、19年度より警察からの送致件数を別途計上

③ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	未就学	小学生							中学生				高校生	無職等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計			
21年度	2	1	2	6	6	5	21	41	31	92	35	158	13	9	223件
	0.9	0.4	0.9	2.7	2.7	2.3	9.4	18.4	13.9	41.3	15.7	70.9	5.8	4.0	100.0%
22年度	0	0	2	12	14	13	10	51	39	85	18	142	15	18	226件
	0.0	0.0	0.9	5.3	6.2	5.9	4.4	22.7	17.3	37.6	8.0	62.9	6.6	8.0	100.0%
23年度	0	2	3	5	6	14	13	43	21	67	38	126	6	9	184件
	0.0	1.1	1.6	2.7	3.3	7.6	7.1	23.4	11.4	36.4	20.6	68.4	3.3	4.9	100.0%

④ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	施設入所				家庭裁判所送致	その他	計
				国立児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童養護施設	情緒障がい児短期治療施設			
21年度	67	134	2	0	12	0	0	7	1	223件
	30.0	60.1	0.9	0.0	5.4	0.0	0.0	3.1	0.5	100.0%
22年度	65	133	3	0	8	0	0	15	2	226件
	28.8	58.9	1.3	0.0	3.5	0.0	0.0	6.6	0.9	100.0%
23年度	50	117	3	3	6	1	1	8	1	184件
	27.2	63.6	1.6	1.6	3.3	0.5	0.5	1.2	0.5	100.0%

非行相談における継続指導は、親子での通所を通して、面談指導や心理治療を並行して行い、問題行動の改善、家庭調整などを行ったものです。

23年度家庭裁判所送致件数のうち6件は施設入所件数と重複しているため合計に含めない。

(6) 教育相談

不登校やいじめに関する相談です。

① 相談内容別件数

区分	学業	学校との 関わり	怠学	不登校	いじめ	交友・ 人間関係	場面 緘黙	学校 生活	計
21年度	5	0	1	125	3	3	0	10	147件
	3.4	0.0	0.7	85.1	2.0	2.0	0.0	6.8	100.0%
22年度	7	2	3	88	3	7	1	8	119件
	5.9	1.7	2.5	74.0	2.5	5.9	0.8	6.7	100.0%
23年度	4	3	3	140	4	9	0	5	168件
	2.4	1.8	1.8	83.3	2.4	5.3	0.0	3.0	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
21年度	0	3	22	37	81	4	0	147件
	0.0	2.0	15.0	25.2	55.1	2.7	0.0	100.0%
22年度	0	2	11	42	54	9	1	119件
	0.0	1.7	9.2	35.3	45.4	7.6	0.8	100.0%
23年度	0	5	33	46	75	9	0	168件
	0.0	3.0	19.6	27.4	44.6	5.4	0.0	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P.8 参照

区分	家庭	医療 機関	保健所	他施設	教育 委員会	知人	他市 町村	学校	他親族	近隣者	その他	計
21年度	145	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	147件
	98.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.7	100.0%
22年度	117	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	119件
	98.4	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	100.0%
23年度	160	0	3	2	0	0	0	1	2	0	0	168件
	95.2	0.0	1.8	1.2	0.0	0.0	0.0	0.6	1.2	0.0	0.0	100.0%

④ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	小 学 生						中 学 生				高 校 生				その他	計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年			小計
21年度	5	8	7	6	12	12	50	30	43	18	91	5	1	0	6	0	147件
	3.4	5.4	4.7	4.1	8.2	8.2	34.0	20.4	29.3	12.2	61.9	3.4	0.7	0.0	4.1	0.0	100.0%
22年度	4	5	4	4	12	8	37	27	26	15	68	8	4	2	14	0	119件
	3.4	4.2	3.4	3.4	10.0	6.7	31.1	22.7	21.8	12.6	57.1	6.7	3.4	1.7	11.8	0.0	100.0%
23年度	8	9	14	10	17	16	74	26	37	14	77	9	5	1	15	2	168件
	4.8	5.4	8.3	5.9	10.1	9.5	44.0	15.5	22.0	8.3	45.8	5.4	3.0	0.6	9.0	1.2	100.0%

⑤ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言 指導	継続 指導	他機関 連携	その他	計
21年度	5	142	0	0	147件
	3.4	96.6	0.0	0.0	100.0%
22年度	3	116	0	0	119件
	2.5	97.5	0.0	0.0	100.0%
23年度	13	152	3	0	168件
	7.7	90.5	1.8	0.0	100.0%

(7) 心理判定・心理面接状況

専門的立場から子どもの心身の発達や状況を診断し、それに基づいて助言指導やカウンセリング^{*}、遊戯療法（*7-P.10参照）などの心理療法を用いて、子どもや保護者の直面している問題の解決のための支援を行っています。

① 相談内容別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	計
21年度	2,588	1,478	2,041	884	3,201	33	10,225件
	25.3	14.5	19.9	8.6	31.3	0.4	100.0%
22年度	2,449	1,492	2,553	1,069	2,160	14	9,737件
	25.2	15.3	26.1	11.0	22.2	0.2	100.0%
23年度	1,933	1,589	2,699	1,155	2,395	10	9,781件
	19.8	16.2	27.6	11.8	24.5	0.1	100.0%

心理判定・面接のなかの教育相談の多くは、小・中学生の不登校、いじめ等学校生活に関わる相談となっています。心身障がい相談は療育手帳判定など1回のみ相談も多いのですが、その他の相談は継続的に面接を実施していることが多くなっています。

② 医学診断・心理学的検査・カウンセリング件数

区分	医学診断		心理学的検査					心理療法 カウンセリング等		計
	観察・ 指導	医学的 検査	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他	面接・ 観察	医師	心理 判定員	
21年度	538	272	1,406	361	442	57	1,625	0	6,835	11,536件
	4.7	2.4	12.2	3.1	3.8	0.5	14.1	0.0	59.2	100.0%
22年度	565	264	1,325	355	402	76	1,944	0	7,532	12,463件
	4.5	2.1	10.6	2.9	3.2	0.6	15.6	0.0	60.5	100.0%
23年度	598	279	1,487	407	422	59	2,396	0	6,598	12,246件
	4.9	2.3	12.1	3.3	3.4	0.5	19.6	0.0	53.9	100.0%

医学診断は、精神科医、小児科医が行っています。知能検査は、主として、田中ビネーV、WISC-IIIを、発達検査は遠城寺式、新版K式などを用いています。人格検査は、バウムテスト、HTP、ロールシャッハ、P-Fスタディ、SCTなどを実施しています。また、治療が必要と思われる児童には、カウンセリングや遊戯療法（*7-P.10参照）、箱庭療法（*9）、家族療法（*10）などの心理治療を実施しています。

- * 9 箱庭療法・・・砂の入った箱におもちゃの建物・人・動物等を並べて思い思いの庭を作らせることで治療を試みる心理療法
* 10 家族療法・・・個人における問題をその人と家族との関係で捉え、家族全体を治療の対象とする心理療法

③ 1歳6か月児・3歳児精密健診相談別受付件数

区	分	養護	肢体 不自由	視聴覚 障がい	言語 発達等	重症 心身	知的 障がい	自閉症	子育て	不登校	性格・ 行動	計
21年度	1歳6か月	0	0	0	52	0	0	0	1	0	3	56件
	3歳	0	0	0	55	0	0	0	1	0	12	68件
22年度	1歳6か月	0	0	0	49	0	0	0	0	0	6	55件
	3歳	0	0	0	52	0	1	0	2	0	19	74件
23年度	1歳6か月	0	0	0	51	0	0	0	0	0	6	57件
	3歳	0	0	0	42	0	1	0	0	0	29	72件

各区の保健福祉センターに児童心理司が外向いて、発達上の問題が疑われる子どもに面接しています。1歳6か月児健診、3歳児健診とともに、言語発達遅滞などに関する相談が高い割合を占めています。

④ 療育手帳判定件数

区分	新規	再判定	計
19年度	300	704	1,004件
20年度	355	736	1,091件
21年度	333	700	1,033件
22年度	377	617	994件
23年度	428	780	1,208件

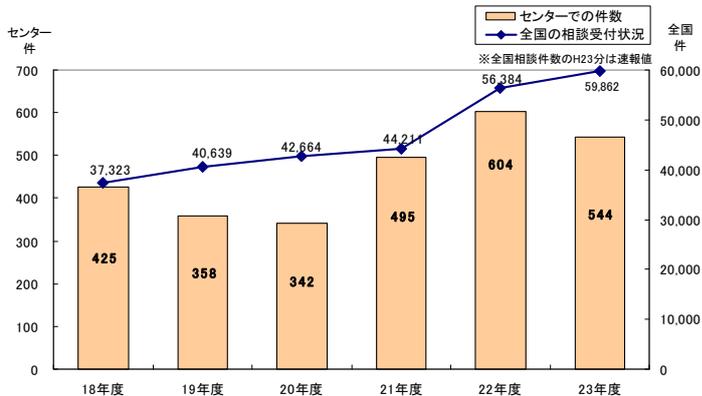
知的障がいがある子どもに対して、療育手帳（*11）の交付のための判定を行っています。上記の件数は、18歳以下の子どもに対して療育手帳新規交付や概ね2年毎に行う再判定に伴う判定件数となっています。また、特別児童扶養手当や、各種証明書発行のための判定も行っています。

*11 療育手帳・・・知的障がいのある方に、一貫した指導・相談を行ったり、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳

4 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待に関する相談状況

① 虐待相談件数



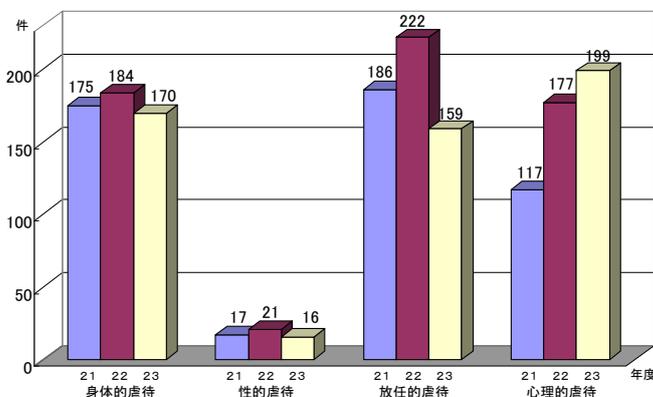
23年度の受付件数は544件で、前年と比較すると60件減少していますが、21年度以前から比較すると高い数値です。

これは、福岡市子ども虐待防止活動推進委員会の活動や市民への広報・啓発活動を強化したことにより、相談件数が多い傾向が継続しているものと考えます。

■ 電話相談

21年度:211件, 22年度:377件, 23年度:417件

② 虐待内容別受付状況

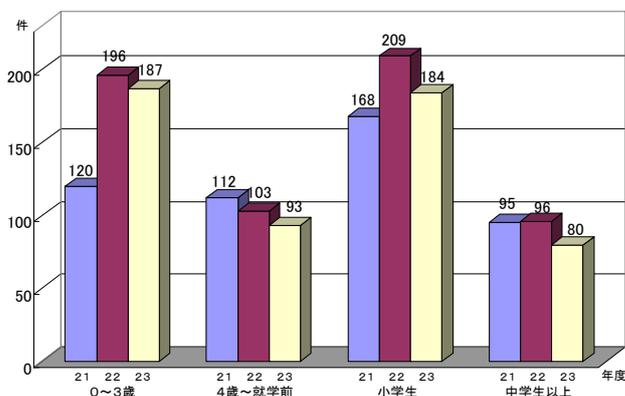


放任虐待が昨年度より約60件減少し、身体的虐待を下回りました。

心理的虐待は増加し続けていますが、これは数年前より、近隣からの子どもの泣き声を心配する相談が増えていることによるものです。

性的虐待は毎年数パーセントに止まっていますが、顕在化しにくい虐待であり、実数はこれよりも多いのではないかと考えています。

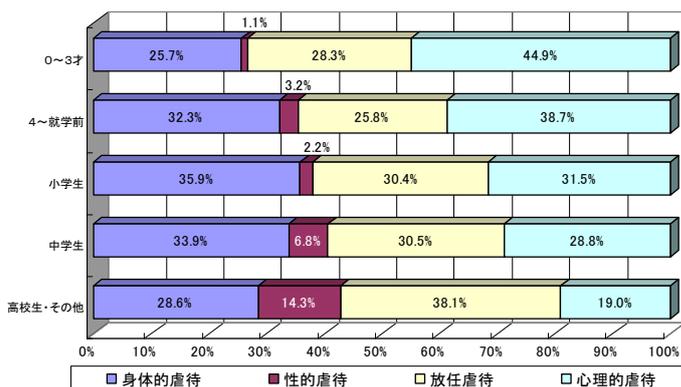
③ 年齢別受付状況



被虐待児の年齢では、例年、乳幼児が約半数を占め、小学生が3割強となっています。小学生や中学生になって虐待が始まったというより、発見されたのが小学生や中学生という場合も多く、虐待は幼児期から始まることが多いと考えています。

また、0～3才の乳幼児に起こる児童虐待の場合、生命に関わるような重篤な事態へ発展することがあるため、その対応は児童相談所に限らず、関係機関の連携・協力が必要不可欠です。

④ 年齢別・虐待内容別受付状況 (H23年度数値)



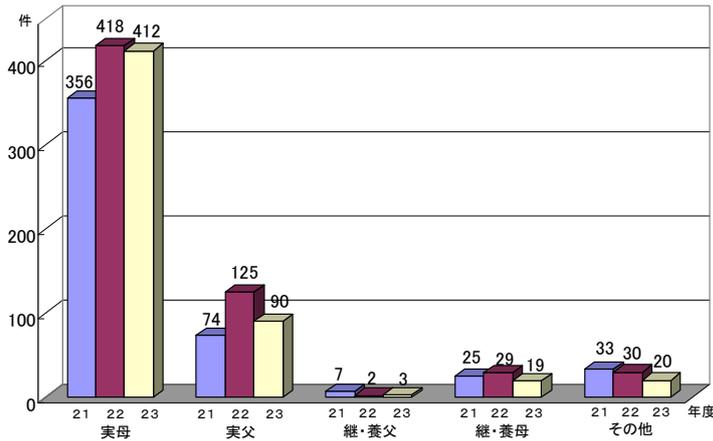
年齢階層別にみた虐待種別の状況では、身体的虐待は小学生の年齢階層で多くなっています

性的虐待は、中学生以上の年齢階層で発見されることが多いですが、虐待を受け始めたのが小学生や幼児期からというケースも少なくありません。

放任虐待については、高校生・その他の年齢階層での割合が高くなっていますが、件数的には小学生以下がほとんどです。

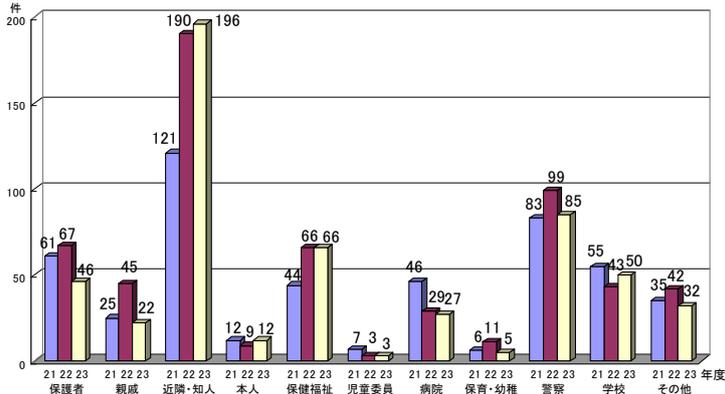
心理的虐待は、0才～就学前の年齢階層で多くなっていますが、これは、乳幼児の泣き声通告の件数が多いことによるものです。

⑤ 虐待者内訳



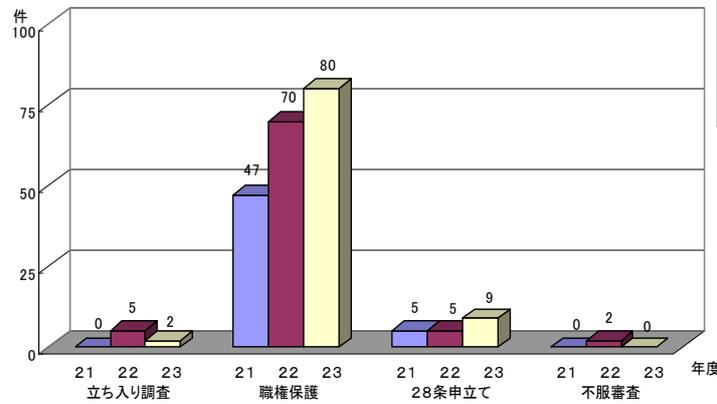
虐待者として実母が多いのは、泣き声通告や放任虐待の虐待者が実母であることが多いからだと思います。
 これは、依然として家事・育児が母親に負わされていることや、一人親家庭における虐待相談の場合は母子家庭が多いことなどが背景にあると考えられます。
 その他は、祖父母やおじ・おばなどの親族が主です。

⑥ 経路別受付状況



虐待相談を経路別にみると、近隣・知人からの相談が最も多く、年々増加しています。これは、福岡市虐待防止活動推進委員会の活動や、市民への広報・啓発活動の強化を図ったことにより、相談が増大したものと思われます。
 また、近隣・知人を除くと例年、警察からの通告が最も多くなっています。

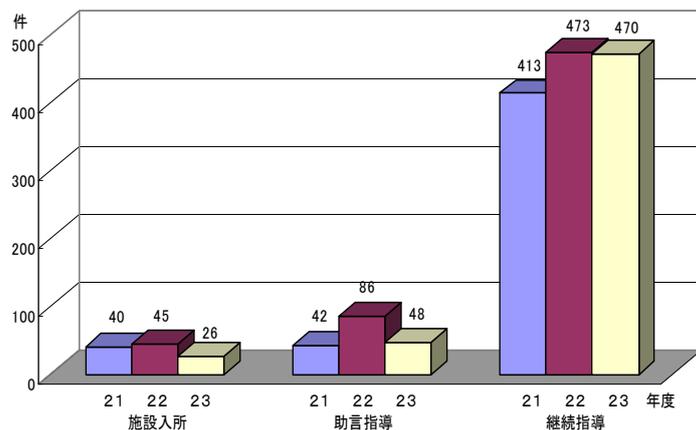
⑦ 立入調査等件数



年度	立入調査	職権保護	28条申立	不服審査
21	0	47	5	0
22	5	70	5	2
23	2	80	9	0

保護者の意に反して児童相談所長の権限で行う、職権による一時保護が年々増加しており、虐待の程度が重篤で緊急性が高いケースが増えています。
 また、保護者の意に反して施設や里親に措置するための、家庭裁判所への28条申立も増加しています。

⑧ 相談受理後の支援状況



虐待相談を受けた後の児童への支援状況ですが、施設や里親への措置となる割合は例年少なく、約9割の子ども達が関係機関の支援や見守りを受けながら、在宅で過ごしています。
 そのため、再発防止等に向けた関係機関の緊密な連携などネットワークの強化が、今後も重要な課題となっています。

(2) 児童虐待防止に関する事業

① 親の養育支援事業（木曜会）

ア 目的

育児不安が強く周囲に援助の少ない保護者に対し、グループミーティングの場を設けることにより、保護者の孤立感からの解放やフラストレーションの解消を行い、育児ノイローゼや虐待の未然防止及び再発防止を目指します。

イ 実施状況

区分	第1クール			第2クール			計		
	実参加数	延参加数	回数	実参加数	延参加数	回数	実参加数	延参加数	回数
21年度	8	30	8	6	36	8	14	66	16
22年度	8	30	8	6	30	8	14	60	16
23年度	7	31	8	7	31	9	14	62	17

21年度：21年6月～9月，21年11月～22年3月 隔週

22年度：22年6月～9月，22年11月～23年3月 隔週

23年度：23年6月～9月，23年11月～24年3月 隔週

② 養育支援訪問事業

ア 目的

子育て不安や軽度な被虐待経験等家庭養育上の問題を抱える家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣し、子育ての相談・支援等を行い、地域における児童虐待の未然防止や再発防止のための安全ネットの推進を図る。

イ 対象家庭

- ・出産後間もない時期の養育者が、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭
- ・虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭
- ・被虐待経験等家庭養育上の問題を抱えた家庭
- ・児童養護施設等を退所後自立に向けたアフターケアが必要な家庭
- ・本事業の効果が期待できる家庭

ウ 支援内容

子ども家庭支援員が、支援対象家庭を訪問し、その家庭に対する相談・支援等を行う。

- ・産褥期の母子に対する育児指導や簡単な家事等の援助
- ・未熟児や多胎児等に対する育児指導
- ・養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・若年養育者に対する育児相談・指導
- ・児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援等

エ 派遣状況

区分	週1回		週2回		週3回		月1回		月2回		計	
	家庭数	延回数										
21年度	86	839	25	372	2	65	-	-	4	12	117	1,288
22年度	107	952	26	471	1	3	-	-	4	15	138	1,441
23年度	81	715	31	597	-	-	-	-	1	14	113	1,326

オ 区別派遣状況

区分	東	博多	中央	南	城南	早良	西	センター	計
21年度	20 (5)	17 (2)	14 (4)	13 (2)	4 (0)	17 (5)	17 (2)	15 (8)	117 (28)
22年度	20 (6)	26 (8)	13 (2)	20 (7)	10 (4)	18 (7)	19 (10)	12 (4)	138 (48)
23年度	10 (4)	26 (8)	17 (8)	15 (4)	7 (3)	16 (6)	15 (7)	7 (2)	113 (42)

※家庭数()内は2クール(6カ月)派遣した世帯の再掲

③ 法的対応機能強化事業

ア 概要

児童虐待相談について、弁護士及び法医学専門家による援助を得ることにより、こども総合相談センターの法的対応機能を強化し、的確で円滑な援助を行うことを目的とした事業です。23年度から、弁護士資格を持つ職員を常勤で配置しており、現在は、傷や痣などについて、法医学医師による鑑定を依頼しています。

イ 実績 (実施回数)

区分	定例相談	緊急相談	立入調査等への同行	法医学的助言	計
21年度	20	8	1	11	40
22年度	17	14	2	10	43
23年度	—	—	—	23	23

④ 関係機関・団体との連携

ア 福岡市要保護児童支援地域協議会

(7) 概要

要保護児童の適切な保護及び自立の支援又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うとともに、要保護児童及び要支援児童若しくは特定妊婦の支援に関する推進体制の確保を図るため、関係機関が連携し、情報共有や支援内容の協議、支援のあり方などを行う。

(イ) 設置 平成18年度 市レベル及び区レベルに設置。

(ウ) 構成メンバー

福岡県警、県弁護士会、市医師会、市歯科医師会、市私立幼稚園連盟、市保育協会、市社会福祉協議会、ふくおか・こどもの虐待防止センター、市民生委員・児童委員協議会、市乳児院児童養護施設協議会、市保護司会連絡協議会、市教育委員会、市消防局、区保健福祉センター等

(エ) 事務局 福岡市：こども未来局こども家庭課、区：保健福祉センター

イ 福岡県要保護児童対策地域協議会(平成18年度までは福岡県児童虐待防止中央連絡会議)

(7) 概要

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図ることを目的に福岡県が設置。

(イ) 設置 平成19年 (前身の福岡県児童虐待防止中央連絡会議は13年度設置)

(ウ) 構成委員

県医師会，県歯科医師会，県看護協会，県私学協会，県私立幼稚園振興会，県PTA連合会，県児童養護施設協議会，県保育所連盟，県民生児童委員協議会，保健福祉環境事務所長会，県里親会，県弁護士会，福岡法務局，福岡家庭裁判所，県警察本部少年課，教育庁義務教育課，県子育て支援課，県青少年課，県障害者福祉課，福岡市こども総合相談センター，北九州市子ども総合センター，県中央児童相談所ほか県内各児童相談所，ふくおか・こどもの虐待防止センター，県市長会，県町村長会

(イ) 事務局 福岡県保健福祉部児童家庭課

(オ) 運営等 年1回程度の会議開催

ウ F・CAP-C（ふくおか・こどもの虐待防止センター）主催連絡会議

(ア) 趣旨

F・CAP-Cとこどもの虐待防止に関わる関係機関の連携を円滑に行うことを目的に設置されたもの。

(イ) 設置 平成11年

5 里親制度推進事業

(1) 概要

子どもが健全に成長するためには、できる限り家庭的な環境の中で養育されることが必要です。特に、虐待など家庭での養育に欠ける子どもをあたたかい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充と、里親家庭に対する支援が求められています。

★里親登録・人員及び里子委託人員（年度末3月31日現在）

	里親登録数						委託里親数						里子								
	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計
19年度	70	5(5)	3		3		76	36	0	0		3		39	60	0	0		5		65
20年度	70	6(6)	4		3		77	37	0	1(1)		3		40	69	0	1		5		75
21年度	63	7(7)		6	4	2(2)	73	33	2(1)		0	4	2	40	65	2		0	8	10	85
22年度	69	11(11)		12(3)	7	5(5)	85	38	1		0	7	5	51	65	1		1	11	27	105
23年度	79	14(14)		16(4)	7	8(8)	98	35	1		4	7	8	55	57	1		3	9	45	115

※（ ）内は、養育里親にも計上されている数で、内数。

※平成21年法改正により短期里親が廃止、養子縁組を前提とした里親（養子縁組里親）が追加された。

※平成21年より小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が新たに設置された。

区分	里親				里子		
	新規登録世帯数	削除世帯	年度末登録世帯数	年度末委託世帯数	新規委託人数	委託解除人数	年度末委託人数
19年度	17	5	76	39	26	14	65
20年度	6	5	77	40	19	9	75
21年度	14	18	73	40	27	17	85
22年度	16	4	85	51	39	19	105
23年度	13	0	98	55	42	32	115

※福岡市登録里親に委託されている管外児を含まない。

管外里親に福岡市が委託している児童を含む。

※養育里親からファミリーホームへの措置変更は新規委託人数、委託解除人数に含まない。

(2) お盆ふれあい行事

児童養護施設や乳児院に入所中の子どもで、家庭の事情により、お盆に一時帰宅できない子どもに、あたたかい生活を体験させ、将来の家庭づくりに役立てることを目的に、お盆の数日間、ボランティアなどに子どもを一時的に委託します。また、行事を通して、養護問題や福祉についての理解を図っています。

区分	実施期間	実施児童人数	受入世帯数
21年度	8月12日～15日(4日間)	57	48
22年度	8月12日～15日(4日間)	53	48
23年度	8月12日～15日(4日間)	32	28

(3) 里親制度の広報啓発

① 里親研修の開催

	実施年月日	テーマ	場所	参加者	人数
1	H23.10.8	「躰と体罰、どこから虐待？」 河浦 龍生氏 こども総合相談センター こども緊急支援課長	こども総合相談センター	登録里親・ファミリーホーム 養育補助者・ ふれあい行事参加者・施設職員	36名
2	H24.3.13	「里子のライフストリークについて」 藤澤 陽子氏 国立武蔵野学院 心理療法士	こども総合相談センター	登録里親・ファミリーホーム 養育補助者・里親登録 申請者・行政関係者	71名

② その他広報

平成23年度は出前講座を校区社会福祉協議会や学生等に対して7回開催（6回はNPO、1回はNPOと共働）。

(4) 里親養育支援共働事業

里親制度の普及啓発推進と里親・里子への支援充実を図るため、「里親養育支援共働事業」としてNPOに委託し、共働で事業を行っている。

① 目的

NPO団体等の地域浸透力を生かし、里親制度の普及啓発を推進することにより、里親の開拓及び里親委託児童数の増加、里親・里子への支援の充実を図る。

② 事業内容

里親開拓のため、制度の理解や申込への援助、登録の促進を図るとともに、地域における里親・里子世帯への支援体制の整備・充実に向けた啓発活動を行う。

ア 市民フォーラムの開催

	実施年月日	テーマ	場所	人数
1	H23.9.10	講演「おうちのごはんはいいね」 「実子として里親家庭をともに生きて」 横堀 三千代さん・横堀 昌子さん	あいれふ 福岡市婦人会館大研修室	138名
2	H24.2.4	講演「里親家庭の作り方」 木ノ内 博道さん	あいれふ 福岡市婦人会館大研修室	134名

イ 里親ミニ講座・里親サロン

年6回里親登録希望者を中心に里親に関する基礎的な講義を行う。また、里親サロンを年10回開催。里親や里親希望するものが集い、養育についての話し合いなど里親相互の交流を定期的に行い、里親相互の情報交換や養育技術向上などを図る。

ウ 里親・里子の支援体制づくり

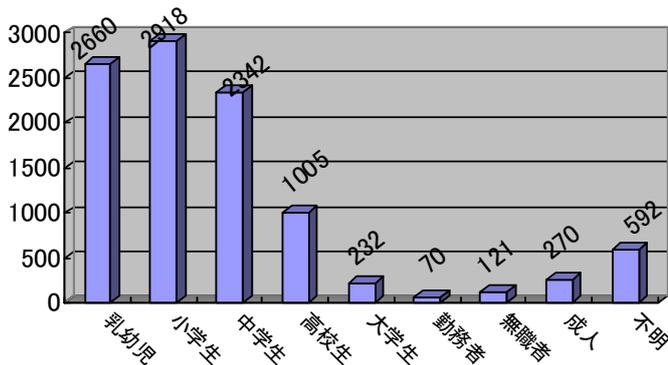
フォーラムや学習会などの参加者に協力アンケートを募り、人材の発掘・登録を行い、ニーズに応じた情報提供、紹介などを実施。里子の家庭教師や引っ越し、里親会の託児などの協力を得ることができる。

エ 里親委託等推進委員会の開催

- ・構成 福岡市里親会、福岡市乳児院児童養護施設協議会、福岡市民生委員児童委員協議会、福岡市社会福祉協議会、学識経験者、行政関係者等
- ・実施回数 年に3回（7月・11月・3月）

6 思春期相談事業

(1) 電話相談



思春期の子どもや保護者からの性（性感染症、避妊、妊娠、中絶など）やひきこもりなどをはじめとする思春期相談を24時間対応の電話相談で受けています。

平成23年度の電話相談は10,210件でしたが、その中で思春期の年齢（中学生から20歳未満）に関する電話相談は3,770件で、全体の36.9%を占めています。

(2) 女の子専用相談

子ども本人から思春期に関する相談電話を受けたときに、子ども自身が安心して相談できる体制をつくるために、女の子専用相談電話で女性相談員が対応しています。

平成23年度 女の子専用相談総数246件。

(3) ひきこもりに関する面接相談

電話相談の状況から希望者には面接相談で継続的な関わりや支援を行っています。

平成23年度のひきこもり・不登校に関する面接は58人： 173回

(4) 思春期集団支援事業（愛称「Peaceful」）

① 概要

心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに対し、専門の見立てを行いながら、子どもを中心とした自立に向けた場を提供しながら総合的・専門的に集団支援を行っています。

② 場所及び日時

こども総合相談センター6階，週3回（月，火，木 13:00～17:00）

③ 対象児童

- ・対人緊張が強くひきこもりがちとなるため、同年代集団での活動が本人にとってプラスだと思われる。
- ・保健室登校や不登校などの状態で中学校を卒業し、その後ほとんど自宅で過ごしている。
- ・こども総合相談センターの個別相談者である。

④ 参加状況

今年度は、ピアサポーターや訪問相談員の積極的な関わりもあり、参加が定着したメンバーが多かった。アニメ等の趣味を通じての会話が弾み、時には学校や資格取得に関する話題も展開し、情報を得る目的で参加するメンバーも少なくなかった。

区分	実施回数	参加者数
19年度	141回	1,127人
20年度	141回	1,201人
21年度	138回	935人
22年度	138回	892人
23年度	140回	985人

⑤ 事業の意義と有効性

ひきこもりからの改善段階として、自宅での生活から、家族との積極的な交流、相談活動、外出、居場所活動への参加、社会参加と段階を追ったステップが必要とされている。この意味で、ピースフルは自宅以外の居場所活動として、自立に向けたエネルギー充電、ひきこもり予防となる。また、同世代との交流により、社会的体験が増え楽しい体験をすることで、自己肯定感の向上に繋がり、自立に向けた改善を支援することができた。

(5) 思春期保護者交流会

ひきこもりや対人面などの悩みを抱えている子どもの保護者間の情報交換や自発的な活動を支援する会。
平成23年度 実施回数5回 参加者延数49人 保護者会登録者数60人

(6) ひきこもり等子どもへの相談員派遣事業

① 概要抜粋

思春期後半（中学校卒業～20歳）のひきこもり状態の子どもの家庭に、思春期訪問相談員を派遣し、子どもの悩みの相談相手となり、ひきこもり状態の改善を図っている。

② 派遣対象家庭

思春期訪問相談員が訪問することでひきこもり状態の改善ができると思われる子どもで、訪問に対する保護者の理解があり、本人の強い拒否がないこと。

③ 派遣要件

保護者が在宅している時間で、原則として活動は家庭内とし、派遣回数は月2回程度、一回の活動時間は約2時間程度。

④ 思春期訪問相談員

思春期のひきこもり支援活動についての知識と理解があり、こども総合相談センター主催の養成講座を受講した者。

⑤ 派遣状況と派遣効果

区分	派遣状況		相談員登録者数
	派遣先数	派遣回数	
21年度	10件	143回	22人
22年度	10件	195回	19人
23年度	14件	246回	18人

派遣により、家庭での生活状況（生活リズムや家族への言動）の改善や復学、ピースフル等の居場所活動への参加、よかよかルーム（成人期の地域ひきこもり支援センター）への参加等、意欲の増加と活動範囲の広がり等の効果がみられている。

(7) 「思春期ひきこもり講演会」

①日時：平成23年7月31日（日）14:00～16:30

②場所：こども総合相談センター 7階視聴覚室

③内容：講演「小さな居場所から広がる世界～STEP・北九州の活動から～」

講師 北九州市ひきこもり地域支援センター NPO 法人 STEP・北九州 理事 田中 美保

④参加者：45人

(8) 思春期訪問相談員派遣事業に伴う研修

① 「思春期訪問相談員養成講座」 4回シリーズ

- (ア) 日 時： 平成23年 6月15日・22日, 7月6日・12日
時間：毎回18:30~20:30
- (イ) 場 所： こども総合相談センター 7階研修室
- (ウ) 内 容： 講義・ロールプレイ等
講師：藤林所長, 臨床心理士 岡田健一
- (エ) 参加者： 74人(4回延参加者)

② 「思春期訪問相談員研修会」

- (オ) 日 時： 平成23年10月18日, 11月1日, 平成24年3月1日
時間：毎回18:30~20:30
- (カ) 場 所： こども総合相談センター 7階研修室
- (キ) 内 容： 事例検討・情報交換等
- (ク) 参加者： 34人(3回延参加者)

(9) 思春期ピアサポーター交流・研修会

ひきこもり等の同じ経験を持ちながら、支援活動しているピア(仲間)サポーターが、情報交換や交流を行うことで、より良い支援ができていくことを目的としています。

(平成23年度実績)

- 実施回数2回, 参加者数19人
内容：講話とワーク「体感しよう, 思春期のピアサポーター」, 情報交換
講師：福岡大学学生相談室(臨床心理士)松尾 公孝
参加団体：鳩の会, 九州大学こころとそだちの相談室, ワンド, よかよかルーム,
ピースフル(ピアスタッフ)

(10) 地域思春期相談事業(ひきこもり地域支援センター) *九州産業大学への委託事業

① 概要

主に福岡市東部に居住する心のケアを必要とするひきこもりに悩む思春期及び青年期の子どもと保護者を対象に、相談と居場所活動を、九州産業大学臨床心理センター内で平成21年5月より開始。

② 居場所活動「ワンド」

- 九州産業大学臨床心理センター内で週3回(水, 金, 土 13:00~16:00)開設。
- | | | | |
|-------|------|-----|--------|
| 参加状況： | 136回 | 参加者 | 1,068人 |
| 保護者会： | 11回 | 参加者 | 102人 |

③ 電話・面接相談

電話相談や面接相談で継続的な関わりや支援を行っています。
相談数：254件

(11) 思春期相談関連懇話会

思春期相談の現状や問題点について情報交換や検討を行うことで、関係機関や援助者の専門分野を超えたネットワークの構築ができることを目的として、思春期相談関連懇話会を設置しています。

平成19年度より、「ひきこもり支援」と「性の問題」をテーマに年間2回開催しています。

7 いじめ・不登校対策

(1) 不登校児童生徒学校適応指導教室「はまかせ学級」の運営

①概況

ほぼ毎日通級する1組と週1～2日通級する2組の2クラス体制（各組20名定員）

1組・・・集団活動を中心に

2組・・・小集団活動・個別活動を通して

共通の活動内容として、朝の会・帰りの会・学習活動・行事活動

②入級生の推移

21年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	10	5	3	3	1	2	0	2	0	5	1
計	10	15	18	21	22	24	24	26	26	31	32

年度末の動き 中3 18名（進学17名，就職他1名）

22年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	10	0	0	1	0	4	1	2	1	4	1
計	10	10	10	11	11	15	16	18	19	23	24

年度末の動き 中3 14名（進学14名） 小6 1名

23年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	9	0	0	1	2	0	0	1	1	2	3
計	9	9	9	10	12	12	12	13	14	16	19

年度末の動き 中3 8名（進学6名，その他2名）

③入級生内訳

ア はまかせ学級入級児童生徒数

区分	小 学 生							中 学 生				計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
21年度	男子	0	0	0	0	3	0	3	2	4	8	14	17
	女子	0	0	0	0	0	0	0	0	5	10	15	15
	計	0	0	0	0	3	0	3	2	9	18	29	32
22年度	男子	0	0	0	0	1	1	2	0	6	8	14	16
	女子	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	8	8
	計	0	0	0	0	1	1	2	1	7	14	22	24
23年度	男子	0	0	0	0	0	1	1	0	3	7	10	11
	女子	0	0	0	0	0	0	0	2	5	1	8	8
	計	0	0	0	0	0	1	1	2	8	8	18	19

イ クラス別入級児童生徒数

区分	小 学 生							中 学 生				計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
21年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	2	5	13	20	20
	2組	0	0	0	0	3	0	3	0	4	5	9	12
	計	0	0	0	0	3	0	3	2	9	18	29	32
22年度	1組	0	0	0	0	0	1	1	0	5	10	15	16
	2組	0	0	0	0	1	0	1	1	2	4	7	8
	計	0	0	0	0	1	1	2	1	7	14	22	24
23年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	2	6	7	15	15
	2組	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	3	4
	計	0	0	0	0	1	1	2	2	8	8	18	19

(2) 不登校支援活動事業（学校訪問）

学校における不登校問題への取り組みを支援する。

指導主事等が学校を訪問して、不登校生児童・生徒の支援計画書を基に、管理職，担任，スクールカウンセラー一等と協議する場を持ち、支援方針を明確にし、連携しながら関わっていきます。

(3) 不登校児童生徒支援のための大学生相談員派遣事業

「大学生相談員（メンタルフレンド）派遣事業」

平成13年度からモデル事業として開始され、平成14年度から本格事業となった福岡市の単独事業です。

事業の目的は、家庭にひきこもりがちで、不登校状態となっている小学校、中学校に在籍する児童生徒に対して、教育相談の一環として、児童生徒の兄、または姉に相当する世代で教育問題に理解と情熱を有する大学生及び大学院生を相談員として児童生徒の家庭に派遣し、ふれあいを通じて、ひきこもり児童生徒の悩みや不安を解消します。

21年度には309回、22年度には306回、23年度には318回の派遣を行っています。表情が明るくなったり、外出が可能になったりなどの効果が多くの子どもに見られます。また、学校に登校できるようになったり、高等学校へ進学するなどの成果が上がっています。

(4) スクールカウンセラー派遣事業

スクールカウンセラー配置状況

この事業は、いじめ、不登校等の問題の解決及び防止を目的として中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図るとともに、教員の資質向上に資することを目的としています。

区分	小学校	中学校	高等学校	計
21年度	0	67	4	71
22年度	0	67	4	71
23年度	0	67	4	71

スクールカウンセラーは臨床心理士の資格を有する者から選考により教育委員会が任命しています。

本市においては、拠点校方式(中学校に配置されたスクールカウンセラーが校区内の小学校を併せて担当する。)を採り、中学校に配置してします。

職務内容は、①児童生徒、保護者へのカウンセリング②カウンセリング等に関する教職員及び保護者への研修及び助言、援助③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集、提供④配置学校区内小学校へのカウンセリング支援⑤その他所属長が学校運営上必要と認めたものです。

(5) スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

この事業は、児童生徒がおかれた様々な環境、複雑化した課題を解決するため、社会福祉・教育の専門的な知識、技術を有したスクールソーシャルワーカーが中心となり、関係機関との連携及び調整を行い児童生徒の環境改善を行うことを目的としています。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を有する者から選考により教育委員会が任命しています。

スクールソーシャルワーカーは、問題行動等の解決に向けて、児童生徒・保護者・学校・地域に対して環境条件・社会的人間関係把握のための聴取を行います。その内容をもとに、関係機関を含んだ関係者会議を行います。その際、スクールソーシャルワーカーは、支援計画書を作成し、コーディネーター役として支援を行います。

平成23年度は8名のスクールソーシャルワーカーを、いじめ・不登校などの問題行動等を多く抱える中学校区の小学校に配置し、関係機関と連携した支援体制を構築し、不登校児童生徒の削減を図っています。

スクールソーシャルワーカー相談件数

区分	養護	非行	育成	障がい	その他	合計
21年度	222	26	58	52	61	419
22年度	317	43	112	66	154	692
23年度	264	56	100	57	274	751

8 一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の状況

(1) 一時保護の目的

- ①緊急一時保護 適当な保護者または宿所がないために子どもの身柄の保護が必要な場合。虐待、放任などの理由により、子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合。
- ②行動観察 支援上の診断に役立てるために、日常生活における対人関係、生活習慣などの具体的な行動観察を行う場合。
- ③短期入所指導 家庭から一時的に引き離した指導が望ましい非行児や不登校児などを短期間保護してカウンセリングやグループワークなどで指導を行う場合。

これらの保護目的により、一時保護所に入所する子どもの年齢は、2歳から18歳未満までと幅が広く、その子どもや家庭環境、親子関係が抱える問題は、複雑多様化しています。

また、今までの一時保護所（まりんルーム）とは、別途に20年4月、集団生活が難しい子や高校生、中卒児などに少人数で個別のケアを行うことを目的としたほっとルームを開設しました。

(2) 相談種別人数

区分	養護		虐待	非行		育成		その他		計		
19年度	287	-	120	-	74	-	16	-	5	-	382人	-
	75.1	-	31.4	-	19.4	-	4.2	-	1.3	-	100.0%	-
20年度	265	(19)	87	(8)	85	(10)	13	(2)	0	(0)	363人	(31)
	73.0	61.3	24.0	25.8	23.4	32.2	3.6	6.5	0.0	0.0	100.0%	(100.0)
21年度	277	(35)	59	(8)	98	(11)	13	(1)	0	(0)	388人	(47)
	71.4	74.5	15.2	17.0	25.2	23.4	3.4	2.1	0.0	0.0	100.0%	(100.0)
22年度	224	(14)	93	(5)	108	(9)	12	(2)	0	(0)	344人	(25)
	65.1	56.0	27.0	20.0	31.4	36.0	3.5	8.0	0.0	0.0	100.0%	(100.0)
23年度	236	(9)	96	(8)	76	(9)	41	(12)	0	(0)	353人	(30)
	66.9	30.0	27.2	26.7	21.5	30.0	11.6	40.0	0.0	0.0	100.0%	(100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

平成23年度の、一時保護実人員は353人、延べ人員は14,388人で実人員は22年度より増員していますが、延べ人員(22年度は15,309人)は減少しています。平成23年度一人あたりの平均保護日数が42.68日で、一日平均の保護人員は42.95人となっており、昨年に比べ保護日数が減っております。実人員を相談種別で見ると、「養護」が全体の40.7%と圧倒的に多く、次いで、「非行」(22.1%)、「育成」(11.9%)の順となっています。

(3) 年齢別人数

区分	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計					
21年度	91	(0)	108	(10)	106	(10)	83	(27)	388人	(47)
	23.5	(0.0)	27.8	(21.3)	27.3	(21.3)	21.4	(57.4)	100.0%	(100.0)
22年度	72	(0)	98	(1)	107	(12)	67	(12)	344人	(25)
	20.9	(0.0)	28.5	(4.0)	31.1	(48.0)	19.5	(48.0)	100.0%	(100.0)
23年度	90	(0)	129	(1)	80	(13)	54	(12)	353人	(26)
	25.5	(0.0)	36.5	(3.8)	22.7	(50.0)	15.3	(46.2)	100.0%	(100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

(4) 一時保護後の支援状況

	帰宅	児童福祉施設入所	里親・保護受託者委託	他児相・機関移送	その他	計
21年度	251 (25)	81 (8)	34 (9)	10 (0)	13 (2)	389人 (44)
	64.5 (56.8)	20.8 (18.2)	8.7 (20.5)	2.6 (0.0)	3.4 (4.5)	100.0% (100.0)
22年度	241 (10)	61 (4)	26 (6)	7 (2)	8 (3)	343人 (25)
	70.3 (40.0)	17.8 (16.0)	7.6 (24.0)	2.0 (8.0)	2.3 (12.0)	100.0% (100.0)
23年度	244 (12)	67 (6)	34 (2)	10 (2)	5 (3)	360人 (25)
	67.8 (48.0)	18.6 (24.0)	9.4 (8.0)	2.8 (8.0)	1.4 (12.0)	100.0% (100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

一時保護後の子どもの処遇状況は、平成23年度は67.8%が一時保護後に帰宅し、児童福祉施設への入所になった子どもは18.6%、里親委託が9.4%と増加となっています。

(5) 一時保護所の生活

一時保護所に入所する子どもは、保護の目的からも察せられるように、家庭環境や親子関係に問題が多く、安定した家庭生活を送ってきた子ども達は少ないため、一時保護所では、家庭的な雰囲気の中で、子どもが落ち着いて生活できるような日課を組んでいます。

また、できるだけ束縛感を与えず、自由に楽しく活動できる時間を取り入れています。曜日や時間帯によって指導内容や指導方法を変え、生活にリズムを持たせるように配慮しています。

学齢児の場合、午前中は学習を行います。国・算・英の3教科を中心に教科書やドリルなどを使い、子どもの多様な能力を伸ばすようにしています。学習の始めには、百ます計算練習をして集中力を高めまします。午後は、スポーツとレクリエーション、自由時間が中心で、伸び伸びと行動できる時間としています。

全体の日課を通して、幼児には食事や洗面、排泄、衣服の着脱などの基本的な生活習慣を習得させ、学齢児には学習の習慣づけや昼夜逆転など乱れた生活リズムの改善、対人関係の取り方などを習得できるような指導内容を心がけています。

また、少人数で個別のケアを行うほっとルームについては、学習やスポーツなど、その日の状況に応じて柔軟に対応しています。日課については、まりんルームの学齢児に準じますが、スポーツの時間をずらしなど、まりんルームの子どもと接触しないような時間としています。

まりんルームの日課

学 齢 児	時刻	幼 児
起 床	7:00	起 床
洗面・体操	7:30	朝 食
朝 食	7:50	保 育
学 習	9:00	
計算練習 中学生=英語・国語・数学	10:00	お や つ
小学生=国語・算数	11:30	保 育 食
昼 食	12:00	
ス ポ ー ツ	13:00	午 睡
入 浴		入 浴
お や つ	15:00	お や つ
自 由 時 間	17:30	自 由 時 間 食
夕 食	18:00	自 由 時 間
日 記 記 入		
自 由 時 間	20:00	就 床
小学生就床	21:00	着替え・洗面
中学生就床	22:00	

(6) 所外活動実施状況

毎日の日課と併せて、グループワークなどを目的とした様々な所内外での活動を定期的実施しています。

所内では調理実習やカレンダーづくり等を行い、所外では社会見学やハイキングなどに出かけています。特に「非行」で入所している子どもには、所外活動は情緒を安定させ、社会性を高めるための有効な指導方法となっています。

また、幼児については気分転換を図るため隣接する特別支援学校のグラウンドや公園、海岸などにできるだけ出かけるようにしています。

※所外活動実施回数

全日活動				半日活動			
種 別	21年度	22年度	23年度	種 別	21年度	22年度	23年度
社会見学	1	5	2	社会見学	4	3	2
ハイキング	5	6	7	ハイキング	0	15	15
海遊び	0	0	3	所外スポーツ	1	22	20
その他	4	3	4	その他	253	287	264
計	10	14	16	計	258	327	301

9 その他の事業

(1) 事件・事故等に関わる学校緊急支援事業

事件・事故等に児童生徒が巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じた時、児童生徒、保護者、教職員の心のケアのために相談員等が緊急に学校訪問し、支援しています。

(2) 非行防止活動

① 街頭指導活動

青少年の非行を未然に防止するため、センター職員と子ども生活指導員及び区役所職員の協働による街頭指導活動を実施しています。また、福岡県警少年サポートセンター職員（警察職員）と子ども生活指導員の協働による指導も実施しています。

ア 子ども生活指導員

非行防止に係る生活指導の促進を図るため、関係機関・団体からの推薦に基づき福岡市長が委嘱しています。

区分	保護司	民生委員 児童委員	区青少年 育成協議会	少年補導員	中学校 教諭	高校教諭			計
						私立	県立	市立	
人数	7	7	7	7	26	23	14	4	95

イ 街頭指導の実施状況

区分		午前	午後	夕方	計
回数	21年度	59	167	72	298
	22年度	49	143	71	263
	23年度	23	166	55	244
従事人員	21年度	205	704	270	1,179
	22年度	184	529	261	974
	23年度	85	629	203	917
指導人員総数	21年度	275 (124)	1,789 (742)	1,015 (409)	3,079 (1,275)
	22年度	130 (72)	1,439 (547)	1,096 (412)	2,665 (1,031)
	23年度	75 (32)	1,744 (646)	579 (183)	2,398 (861)

()内は女の子で内数

*従事人員内訳

(単位:人)

区分	子ども 生活指導員	少年補導職員	センター 相談員	区役所職員等	計
21年度	493	100	267	319	1,179
22年度	440	64	227	243	974
23年度	436	49	204	228	917

※区役所職員は、各区非行防止対策推進員・地域振興課職員等です。

ウ 指導の状況

区分		刑法犯	不良行為	声かけ	計
未就学	21年度	0	0	4	4
	22年度	0	0	16	16
	23年度	0	0	14	14
小学生	21年度	0	0	336	336
	22年度	1	0	217	218
	23年度	0	0	344	344
中学生	21年度	0	4	782	786
	22年度	0	5	780	785
	23年度	0	6	627	633
高校生	21年度	0	27	1,870	1,897
	22年度	0	14	1,580	1,594
	23年度	0	9	1,353	1,362
その他 学生	21年度	0	0	18	18
	22年度	0	1	19	20
	23年度	0	0	12	12
勤労少年	21年度	0	5	7	12
	22年度	0	0	12	12
	23年度	0	0	2	2
無職少年	21年度	0	6	20	26
	22年度	0	8	12	20
	23年度	0	6	25	31
計	21年度	0	42	3,037	3,079
	22年度	1	28	2,636	2,665
	23年度	0	21	2,377	2,398

※刑法犯とは、刑法に触れる行為をしている者。
不良行為とは、怠学や喫煙等行為をしている者。

② 環境浄化活動

青少年を非行から守り健全に育成していくため、有害な環境の浄化活動や協力要請活動を行っています。

区分		有害 広告物	たまり場					計	
			ゲーム	カラオケ	書店	飲食店	スー パー		その他 インターネット カフェ等
排除・ 協力要請	21年度	13	129	118	41	21	7	27	356
	22年度	5	133	123	45	22	5	38	371
	23年度	2	108	132	26	9	1	28	306
撤去	21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	22年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	23年度	0	0	0	0	0	0	0	0
計	21年度	13	129	118	41	21	7	34	363
	22年度	5	133	123	45	22	5	38	371
	23年度	2	108	132	26	9	1	28	306

(3) 児童福祉審議会処遇困難事例等専門部会

① 経緯

平成10年4月の児童福祉法一部改正により児童福祉審議会（専門部会）を設置。近年の虐待等の深刻な問題に適切に対処するとともに、入所措置等の客観性を図る観点から、児童福祉審議会に法律・医学等の専門家からなる専門部会を設け、児童相談所長が施設入所等の措置を行う際、専門部会の意見を聴くこととなった。（児童福祉法第27条第6項）

② 趣旨

児童相談所における処遇決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、児童の最善の利益を確保しようとするものであり、次の要件のいずれかに合致する場合、専門部会の意見を聴かなければならない。

- ・児童もしくはその保護者の意向が児童相談所の措置方針と一致しないとき。
- ・児童相談所長が必要と認めるとき。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ審議会の聴くいとまがない時はこの限りではない。この場合、採った措置について速やかに児童福祉審議会に報告しなければならない。(児童福祉法施行令第32条)

③ 運営等

- ・委員数 5名
- ・開催数 概ね毎月1回

④ 里親認定

養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親の認定について、処遇困難事例等専門部会において適否の意見聴取を行っている。

また、平成21年度から制度化された小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の指定についても意見聴取を行っている。

(4) 広報・啓発活動

① ホームページの公開

URL(アドレス) <http://www.city.fukuoka.lg.jp/egaokan/>



② 小冊子「わが子を見つめる」の発行

小学校及び中学校の卒業児を持つ保護者を対象に、こどもの健全育成の推進を目的とした育児のヒントとなる小冊子を発行。

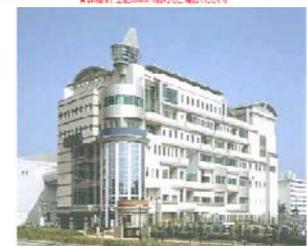
- ★中学生版 15,500部
- ★10代後半版 14,700部



③ 出前講座等の実施 ※ () 内は出前講座のテーマ

地域からの依頼により、市の取り組み等を直接説明に出向きます。

- ★里親制度 (里親のこと教えてください) 1回
- ★心の発達 (こどもの心の発達とその理解) 12回
- ★虐待防止 (ストップ・ザ虐待) 4回



●施設の構造・規模
敷地面積：16,121.81平方メートル
建築面積：2,097.81平方メートル
延床面積：12,373.92平方メートル
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
階数：地下1階、地上7階建

第 3 特 集

里親制度の取り組みについて

1. はじめに

平成17年度から行政と民間の共同によるモデル事業「市民参加型里親普及事業」が始まり、新規里親登録数が毎年10世帯以上という、それまでにない成果を上げました。3年を経過し、平成20年度からは「里親養育支援共同事業」として、継続して里親制度の普及啓発支援事業を行っています。

平成23年度、厚生労働省から「里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例」の「里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体（H16→H22）」の第一位として公表されると、他自治体等の視察や調査が増えました。

他自治体からの視察・調査を受ける中で、他の優れた取り組みも知ることができ、大変参考になると同時に、自治体担当者間での密な情報交換が出来るようになりました。

平成17年度から平成23年度までを振り返り、里親開拓・里親支援の取り組みについて報告いたします。

2. 里親開拓推進のはじまり

平成16年秋、虐待などで保護された子どもたちで一時保護所は定員超過となり、市内の児童養護施設は満杯、市外のみならず県外の児童養護施設にも子どもの入所をお願いせざるをえない状況になり、その打開策として施設の定員を増やすのではなく、里親を増やすことをめざしました。当時の福岡市の里親委託率は6.9%（全国平均8.4%）でした。

平成16年12月「日本子どもの虐待防止学会第10回福岡大会」でNPO法人が分科会のひとつに里親のこゝろを取り上げた事がきっかけで、里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないかと打診をしたことから始まりました。

3. NPO・市民との共働体制

本事業は、子ども関係の幅広いネットワークを持つ「特定非営利活動法人子どもNPOセンター福岡」に委託しています。子どもNPOセンター福岡は、子ども関連の市民団体、小児科医、里親会、行政担当者など、多方面の団体からなる実行委員会を設立し、こども総合相談センターと共働して、フォーラムや出前講座、里親サロン、ミニ講座などの事業を推進していきました。

「堅苦しい表現では市民に広まらない」そんな思いから、子どもNPOセンター福岡は、事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会を「ファミリーシップふくおか」と名づけ、新しいロゴも考案されました。「ファミリーシップ」（造語）は、その後、家族と暮らせない子どもたちのための運動全体を示す言葉ともなっていく、他自治体でも使用され始めています。

市民感覚ならではの柔軟な発想による名称やロゴにはじまり、「ファミリーシップふくおか」の実行委員会（委員はボランティア参加）では、様々な指摘や叱咤激励、提案など里親事業の推進に向けて、それぞれの立場から熱く活発な意見が交わされます。

「ファミリーシップふくおか」は、国が示している「里親事業等推進委員会」とは異なるもので、他自治体からの視察の方にその違いを理解していただくことはなかなか大変です。

4. 市民フォーラム

フォーラム「新しい絆」は、社会的養護を必要とする子どもや里親制度の理解を広め、里親に関心を持つ人

たちを増やすことを目的に、平成17年度から年2回開催しています。

フォーラムの企画は、「ファミリーシップふくおか」実行委員会で話し合われます。

毎回約100名を超える方々が参加されています。継続して参加されている方もいる一方、初めて参加の方も約4割程度いらっしゃいます。アンケートでは感動を共有したとの記述が多く見られます。

フォーラムへの参加を通して里親登録申込みにつながる方、里親は出来ないが何か協力をとボランティア登録して下さる方、県外の里親さんで当市のフォーラムを里親研修の場ととらえ継続参加されている方等、参加の目的やその後の関わりはさまざまですが、多くの方々に里親制度を知っていただき、里親や社会的養護を必要とする子どもへの理解を深めていただいています。もし近くに里親になられた方がいらっしゃれば、その方のよき理解者、支援者にもなってくださることでしょう。

また、福岡市外・県外の里親さんで、フォーラム参加をきっかけに、その後里親サロンへも参加され、当市の里親さんとサロンで交流されるという場面もあります。

近年は里親であることをオープンにされる方も増えてきていますが、一方で、職場や地域での無用な同情や好奇の目で見られたり、心ない噂に心痛めるということも残念ながらおこっています。市民に制度を正しく理解していただくために、さらなる普及活動が必要と思われます。

ファミリーシップふくおか フォーラム「新しい絆」 実施状況 (講師の敬称略)

年度	実施年月日	講演等	参加者
平成 17 年度	H17. 7. 16	「家庭」を失った子どもたちのために 基調報告：坂本雅子（こども総合相談センター名誉館長） 講 演：「里親制度の課題と展望」 ～アン基金プロジェクトの実践より～ 坂本和子(NPO法人アン基金プロジェクト事務局長) 実践報告：里親1名	192名
	H17. 11. 27	トークセッション「里子たちが語る家族 ～あることの大切さ、話すことの大切さ～」 出 演：元里子2名 ビデオメッセージ：川嶋あい（シンガーソングライター）	103名
	H18. 2. 3	講演会「愛着の絆を結ぶために」 ～わが子にあげたい「一生の幸せの鍵」～ 講 師：ヘネシー・澄子（社会福祉学博士・臨床ソーシャルワーカー）	301名
平成 18 年度	H18. 7. 29	基調報告：藤林武史（こども総合相談センター所長） 講 演：「血のつながりを越えた“新しい絆”を支えて」 岩崎美枝子（社団法人 家庭養護促進協会理事） 事例報告：ふれあいお盆里親1名	114名
	H19. 2. 17	基調講演：「親子の絆～小児科医の立場から」 満留昭久(福岡国際医療福祉学院学院長、福岡大学名誉教授) トークセッション：里親3名	145名
平成 19 年度	H19. 9. 15	基調報告：瀬里徳子（こども総合相談センターこども相談課長） 講 演：「隣人のパンと私たち 家族と暮らせぬ子らのライフ・チャンス保障」 津崎哲雄（京都府立大学福祉社会学部教授）	120名
	H20. 3. 23	講 演：「地域における里親支援とは？」 庄司順一（青山学院大学文学部教授） トークセッション：里親3名	100名

平成 20 年度	H20. 7. 19	講 演：「東京での里親養育を通して」 坂本和子(NPO法人アン基金プロジェクト副理事長) 基調報告：瀬里徳子（こども総合相談センターこども相談課長） 事例報告：ふれあいお盆里親1名	130名
	H21. 2. 15	講 演：「子どもとの関係性の結びなおし」 ～アタッチメント（愛着）の観点から～ 西澤 哲（山梨県立大学人間福祉学科教授） 基調報告：藤林武史（こども総合相談センター所長） 体験報告：里親1名	241名
平成 21 年度	H21. 10. 12	講 演：「地域の中で里親とともに子どもを育てる」 宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院准教授） 基調報告：河浦龍生（こども総合相談センター緊急支援課長） トークセッション：里親里子1組	108名
	H22. 2. 27	講 演：「家族」をつくる ～子どもには家庭と地域が必要～ 村田和木（フリーライター） 基調報告：河浦龍生（こども総合相談センター緊急支援課長） トークセッション：里親3名	102名
平成 22 年度	H22. 9. 18	講 演：「里親制度が目指すものってなんでしょう」 渡邊 守（キープアセットディレクター、国際フォスターケア機構理事） トークセッション：里親2名、ボランティア2名	112名
	H22. 12. 18	講 演：「里親にはどんな力が求められるの？10のことを考える」 宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院准教授） 基調報告：重永侑紀（NPO法人 にじいろCAP） トークセッション：里親里子各1名	91名
平成 23 年度	H23. 9. 10	講 演：「おうちのごはんはいいね」 ～横堀ホーム設立への思いと三十年の暮らしの中から～ 横堀美千代（横堀ホーム）	138名
		講 演：「実子として里親家庭をともに生きて」 ～養育への参加と里親研究を通して～ 横堀昌子（青山学院女子短期大学子ども学科准教授）	
平成 23 年度	H24. 2. 4	講 演：「里親家庭の作り方」～社会的養護の目指すもの～ 木ノ内博道（全国里親会理事、千葉県里親家庭支援センター理事長） 基調報告：河浦龍生（こども総合相談センター緊急支援課長） トークセッション：里親3名	136名

5. 里親等委託率増加と里親支援体制について

前述の市民フォーラム等、子どもNPOセンター福岡との共働事業を進めてきたことにより、当市の里親登録数は順調に増加し、最近6年間の里親等委託率の伸びは全国1位となりました。

平成23年度末の里親等への委託児童数は115名、委託率は27%となり、多くの子どもたちが里親等の家庭で暮らすようになりました。委託児童が増えると、それぞれの家庭でさまざまな問題も起こってきます。里親子の新しい絆を深めていくための支援が不可欠であり、支援を実施するための体制整備にも取り組んできました。

平成15年度に里親担当主査を1名配置、平成17年度には、里親の養育技術の向上と精神的負担の軽減を図

る目的から里親対応専門員（嘱託）を1名配置し、さらに平成18年度には、係員1名が配置されました。また、里親、里子数の増加に伴って、平成22年度に里親対応専門員（嘱託）が1名増員され、係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名の4人体制となっています。（平成24年度はさらに里親対応専門員（嘱託）が1名増）

委託後は、里子の状況に応じて、里親担当の職員と担当児童福祉司、児童心理司の3人1組での里親家庭や学校等への訪問を実施したり、定期的にこども総合相談センターに通所していただき、里子への心理ケアと里親への養育支援により、新しい里親子の絆を深める支援を実施しています。

また、里親家庭でおこる悩みは、同じ立場の里親同士のほうが理解や共有されやすい面もありますので、里親会や里親サロンへの参加を促し、孤立しないように配慮しています。里親行事での託児や里親会のキャンプなどで里子同士が顔なじみになったり、里親同士の関係が強くなると、レスパイト・ケアの際も子どもの預け先として顔なじみの里親家庭が可能となります。里親サロンの運営や託児にも「子どもNPOセンター福岡」の協力を得て里親子のつながりを深める取り組みを行っています。

○参考資料 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体（厚生労働省資料）

		増加幅 (16→22比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成22年度末
1	福岡市	17.9%増加	6.9%	24.8%
2	大分県	15.3%増加	7.4%	22.7%
3	宮城県	10.5%増加	8.0%	18.5%
4	福岡県	10.3%増加	4.0%	14.3%
5	滋賀県	10.2%増加	20.3%	30.5%
6	香川県	9.7%増加	6.5%	16.2%
7	静岡県	9.0%増加	10.9%	19.6%
8	栃木県	8.3%増加	7.9%	16.2%
9	山梨県	8.2%増加	17.8%	26.0%
10	佐賀県	8.0%増加	1.2%	9.2%

6. 今後の課題

本市においては、17年度から23年度までの7年間で、里親登録数、里親・ファミリーホームに委託する児童の数が急激に増加しました。委託児童が増えれば増えるだけ各里親家庭では様々な問題が発生します。委託児童の増加に伴い職員の増加もなされているものの、職員異動における里親との信頼関係の構築や里親支援に対するノウハウの職員間での共有など早急な整理が必要で、委託後の里親里子への丁寧な支援が課題です。また、未委託里親のモチベーション維持のための取組も必要です。

養子縁組が主流であった時代から養育里親が多くなってきている現在、実親との家族再統合の数も増えてきています。里親家庭における実親との交流や、家族再統合のためのプログラムは重要な課題となっています。

この7年間の取り組みにより里親等委託率は飛躍的に伸びましたが、さらに登録里親の開拓を進めることが必要です。それは、里親委託を必要とする児童の3倍の里親を確保しておかなければ、適切なマッチングができないと言われているからです。

さらに、社会的養護を必要とする児童が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることを保障するために、少なくとも1小学校区に1里親家庭の確保を目指した“校区里親”の開拓が望まれます。

第4 資 料 集

1 福岡市の人口と子どもを取りまく環境

(1) 行政区別児童人口 (平成24年4月1日現在推計人口)

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	児童人口 (人)	児童人口比率 (%)
全市	341.70	1,483,052	240,089	16.2
東区	68.36	296,248	51,409	17.4
博多区	31.47	216,875	28,422	13.1
中央区	15.16	182,900	22,589	12.4
南区	30.98	249,038	41,539	16.7
城南区	16.02	129,055	20,354	15.8
早良区	95.88	213,043	39,037	18.3
西区	83.83	195,893	36,739	18.8

※児童・・・18歳未満。

資料：総務企画局企画調整部統計調査課

※児童人口は平成24年3月31日現在住民基本台帳及び外国人登録人口です。

(推計人口と算出方法が違うため差異があります。)

(2) 行政区別保育所・幼稚園・学校数

平成23年5月1日現在

(保育所・保育園のみ平成24年4月1日現在)

区分	保育所・ 保育園	幼稚園	小学校		中学校		高等学校	特別 支援学校
			総数	特別支援 学級設置校	総数	特別支援 学級設置校		
全市	199〔13〕	128〔2〕	150	111	83〔1〕	53	41	10
東区	45〔4〕	22	29	21	16	11	8	1
博多区	30	12	19	17	11	8	5	2
中央区	16	17	16	10	10	5	6	1
南区	29〔3〕	25	26	21	15〔1〕	11	8	2
城南区	16〔2〕	14〔1〕	11	7	6	4	3	—
早良区	31〔3〕	23〔1〕	26	18	11	7	5	2
西区	32〔1〕	15	23	17	14	7	6	2

※保育所は、市内の認可保育所数

資料：子ども未来局保育課、教育委員会企画課

幼稚園・各学校は市内の国立・公立・私立の校数。(高等学校は定時制・通信制を含む実校数)

〔 〕は分園で内数。

()は分校で内数。

〈 〉は休校(園)で内数。

2 児童福祉施設等一覧



児童福祉施設等と記号					
児童福祉施設等	記号	数	児童福祉施設等	記号	数
こども総合相談センター	■	1	医療型児童発達支援センター（肢体不自由児通園施設）	▲	1
区役所（家庭児童相談室）	●	7	医療型障がい児入所施設（重症心身障がい児施設）	★	1
乳児院	◆	2	心身障がい福祉センター（あいあい） 児童発達支援センター 知的障がい児部門 難聴幼児部門 視覚障がい児部門	□	1
児童養護施設	○	3			
福祉型障がい児入所施設（知的障がい児施設）	☆	1	医療型児童発達支援センター 肢体不自由児部門		
児童発達支援センター（知的障がい児通園施設）	△	4	東部療育センター、西部療育センター 児童発達支援センター	+	2
福祉型障がい児入所施設（ろうあ児施設）	⊗	1	知的障がい児部門 肢体不自由児部門		
福祉型障がい児入所施設（盲児施設）	◇	1	自立援助ホーム	◎	1

(1) 乳児院

※()内の数値は暫定定員

施設名	定員	入・通称数	住所	郵便番号	電話番号	FAX番号
福岡乳児院	45	22	福岡市博多区西春町1丁目1-14	812-0873	092-573-7025	092-593-6661
福岡子供の家 みずほ乳児院	20	20	福岡市城南区樋井川6丁目 24-16	814-0153	092-871-6172	092-871-6173
清心乳児園	20	1	三井郡大刀洗町大字山隈377	830-1226	0942-77-3132	0942-77-4127

(2) 児童養護施設

福岡育児院	95(77)	60	福岡市東区原田2丁目11-13	812-0063	092-621-2241	092-629-5529
福岡子供の家	96	78	福岡市早良区大字西1番地	811-1131	092-803-1217	092-803-1218
和白青松園	106	88	福岡市東区三苦2丁目30-1	811-0201	092-606-2109	092-607-7421
嘉麻学園	80(79)	1	嘉麻市大字漆生2347-1	820-0201	0948-42-0309	0948-42-8374
若葉荘	60(59)	10	粕屋郡久山町大字猪野 1610-59	811-2503	092-976-0171	092-976-0171
奥浦慈恵院	40	2	五島市平蔵町2442-1	853-0051	0959-73-0055	0959-73-0076
愛隣園	56	1	山鹿市津留1910-1	861-0551	0968-43-2773	0968-44-5737
田川湯山荘	60	1	田川郡香春町大字高野699	822-1403	0947-32-2010	0947-32-3219
鷹巣学園	35	1	玖珠郡玖珠町大字帆足151	879-4403	0973-72-2324	0973-72-6324
光の園	40	1	別府市荘園8組	874-0838	0977-23-2506	0977-27-0877
清心慈愛園	60(58)	5	三井郡大刀洗町大字山隈377	830-1226	0942-77-1538	0942-77-3810
白梅学園	90(81)	1	柳川市大字金納429	832-0007	0944-73-3464	0944-73-1309
聖母園	35(33)	1	唐津市鎮西町馬渡島1638	847-0405	0955-82-9009	0955-82-9795
俵山湯の家	40	2	長門市俵山4827-1	759-4211	0837-29-0831	0837-29-0900

(3) 情緒障がい児短期治療施設

筑後いずみ園	50(29)	5	筑後市下北島210	833-0034	0942-52-2404	0942-53-6583
大村椿の森学園	40	3	長崎県大村市上諏訪町1088-2	856-0023	0957-48-5678	0957-50-1225
若竹学園	30	2	香川県高松市中山町1501-192	761-8004	087-882-1000	087-882-1160

(4) 児童発達支援センター

ゆたか学園	50	53	福岡市城南区大字東油山161-2	814-0155	092-861-2990	092-861-3008
東部療育センター	70	76	福岡市東区青葉4-1-1	813-0025	092-410-8234	092-691-3510
しいのみ学園	30	29	福岡市南区井尻1丁目37-12	811-1302	092-572-7519	092-572-7519
めばえ学園	40	45	福岡市博多区半道橋1丁目17-1	812-0897	092-474-0505	092-474-1148
心身障がい福祉センター (知的障がい児部門)	30	39	福岡市中央区長浜1丁目2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
心身障がい福祉センター (難聴幼児部門)	30	21	福岡市中央区長浜1丁目2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
西部療育センター	70	77	福岡市西区内浜1丁目5-54	819-0005	092-883-7161	092-883-7163
joyひこばえ	30	32	福岡市博多区上川端6-10	812-0026	092-271-1588	092-271-1587
熊本県ひばり園	36	1	熊本市東区長嶺南2-3-2	861-8039	096-382-1939	096-385-7974

(5) 医療型児童発達支援センター

あゆみ学園	40	48	福岡市南区屋形原2丁目23-2	811-1351	092-566-5666	092-566-5695
心身障がい福祉センター (肢体不自由児部門)	40	26	福岡市中央区長浜1丁目2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918

(6) 福祉型障がい児入所施設

知的障がい児施設						
若久緑園	80	40	福岡市南区若久2丁目3-51	815-0042	092-551-4011	092-551-4012
小郡学園	60	1	三井郡大刀洗町大字甲条1828	830-1212	0942-77-2789	0942-77-4278
穂波学園	120	21	飯塚市大字庄司1150	820-0051	0948-22-3022	0948-24-0142
桜園 児童部	20	1	筑後市大字西牟田6365-4	833-0053	0942-53-8342	0942-53-9733
ろうあ児施設						
新開学園	20	5	福岡市早良区飯倉5丁目15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730
金町学園	30	1	東京都葛飾区水元3-13-8	125-0032	03-3607-0786	03-3607-0845
盲児施設						
生明学園	20	1	福岡市早良区飯倉5丁目15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730

(7) 医療型障がい児入所施設

肢体不自由児施設						
粕屋新光園	110	4	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目2-1	811-0119	092-962-2231	092-962-3113
ゆうかり学園	60	2	久留米市田主丸町石垣1200-2	839-1212	0943-73-0152	0943-73-0524
佐賀整肢学園(ひまわり園)	40	1	佐賀市金立町大字金立2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391
北九州市立総合療育センター	60	1	北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	802-0803	093-922-5596	093-952-2713
長崎県立こども医療福祉センター	60	1	長崎県諫早市永昌東町24-3	854-0071	0957-22-1300	0957-23-2614
重度心身障がい施設						
福岡病院	120	5	福岡市南区屋形原4丁目39-1	811-1394	092-565-5534	092-566-0702
福岡東医療センター	120	2	古賀市千鳥1丁目1-1	811-3195	092-943-2331	092-943-8775
第二ゆうかり学園	90	4	久留米市田主丸町石垣1200-2	839-1212	0943-73-0152	0943-73-0524
肥前精神医療センター	80	1	佐賀県神埼郡吉野ヶ町三津160	842-0192	0952-52-3231	0952-53-2864
東佐賀病院	160	1	佐賀県三養基郡みやき町原古賀7324	849-0101	0942-94-2048	0942-94-2048
若楠療育園	80	1	佐賀県鳥栖市弥生ヶ丘2-134	841-0005	0942-83-1121	0942-83-1755
佐賀整肢学園(たんぼぼ園)	120	1	佐賀市金立町大字金立2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391

(8) 児童自立支援施設

福岡学園	60(39)	5	筑紫郡那珂川町大字後野279-2	811-1241	092-952-2621	092-952-2622
清水が丘学園	26(13)	1	熊本市打越町38-1	860-0086	096-344-7600	096-344-7615
武蔵野学院	70	2	さいたま市緑区大字大門1030	336-0963	048-878-1260	048-878-1244
きぬ川学院	70	1	栃木県さくら市押上288	329-1334	028-682-2448	028-682-3451

(9) 自立援助ホーム

かんらん舎	6	2			092-405-7808	092-400-7678
-------	---	---	--	--	--------------	--------------

3 子どもの問題に関する主な相談機関

	名 称	電 話 番 号	住 所 (設置場所等)	受 付 時 間 等
福岡市関係	子ども総合相談センター	833-3000 833-3001(女の子専用)	中央区地行浜2-1-28	24時間 (年末年始除) 9:00 ~ 17:00 (#)
	教育相談 (教育センター)	845-8380	早良区百道3-10-1	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	こころの健康相談 (福岡市精神保健福祉センター)	737-8826	中央区舞鶴2-5-1 あいれふ6F	10:00 ~ 16:00 (月~金)
	発達教育センター	845-0015	中央区地行浜2-1-6	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	737-8771	中央区長浜1-2-8	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	西部療育センター	883-7186	西区内浜1-5-54	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	東部療育センター	410-8234	東区青葉4-1-1	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	発達障がい者支援センター (ゆうゆうセンター)	845-0040	中央区地行浜2-1-6 発達教育センター2F	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	アミカス相談室	526-3788	南区高宮3-3-1	10:00 ~ 17:00 (月~土) 10:00 ~ 16:30 (日・祝) 10:00 ~ 20:00 (第2,第4月曜)
	各区家庭児童相談室	東区 645-1072 博多区 419-1084 中央区 718-1104 南区 559-5124 城南区 833-4104 早良区 833-4357 西区 895-7069	各区保健福祉センター内	9:00 ~ 17:00 (月~金)
県内児童相談所	福岡県福岡児童相談所	586-0023	春日市原町3-1-7	筑紫野市, 春日市, 大野城市, 太宰府市, 糸島市, 筑紫郡, 糟屋郡(新宮町除)
	〃 宗像児童相談所	0940-37-3255	宗像市東郷5-5-3 宗像自治会館内	中間市, 宗像市, 古賀市, 福津市, 宮若 市, 糟屋郡新宮町, 遠賀郡, 鞍手郡鞍手 町
	〃 田川児童相談所	0947-42-0499	田川市弓削田188	直方市, 飯塚市, 田川市, 嘉麻市, 鞍手郡 小竹町, 嘉徳郡, 田川郡
	〃 京築児童相談所	0979-84-0407	豊前市大字八屋2007-1	行橋市, 豊前市, 京都郡, 築上郡
	〃 久留米児童相談所	0942-32-4458	久留米市津福本町字金丸281	久留米市, 朝倉市, 八女市, 筑後市, 大川 市, 小郡市, うきは市, 朝倉郡, 三井郡, 三潞郡, 八女郡
	〃 大牟田児童相談所	0944-54-2344	大牟田市西浜田町4-1	大牟田市, 柳川市, みやま市
	北九州市子ども総合センター	093-881-4556	北九州市戸畑区汐井町1-6	北九州市
県関係等	心の健康相談電話 (県精神保健福祉センター)	582-7400	春日市原町3-1-7	9:00 ~ 16:00 (月~金)
	ハートケアふくおか (福岡少年サポートセンター)	841-7830	中央区地行浜2-1-28 子ども総合相談センター内	9:00 ~ 17:45 (月~金)
	薬物110番	641-4444	博多区東公園7-7 県警本部内薬物銃器対策課	24時間
	妊婦さん・赤ちゃん ・子ども・思春期電話相談 (福岡県看護協会)	642-0110	東区馬出4-10-1	9:00 ~ 17:30 (年末年始除)
	心の電話ー福岡	751-5560	中央区渡辺通5-20-7	10:00 ~ 15:00 (火木金) 10:00 ~ 12:00 (水)
	子どもホットライン24	641-9999	博多区吉塚本町13-50	24時間
	教育庁義務教育課 教育相談室	643-3929	博多区東公園7-7	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	家庭教育相談 「親・おや電話」 (県立社会教育総合センター)	947-3515	糟屋郡篠栗町大字金出3350-2	(月~土) 9:00 ~ 17:00 (第2月・第4土 ・祝日除)
その他	九州大学 総合臨床心理センター	642-3144	東区箱崎6-19-1	10:00 ~ 17:00 (火~金) 10:00 ~ 12:00 (土)
	福岡大学臨床心理センター	871-8056	城南区七隈8-19-1	10:00 ~ 19:00 (水) 10:00 ~ 17:00 (月火木金土)
	福岡女学院大学 臨床心理センター	575-2490	南区日佐3-42-1	10:00 ~ 12:00 (月~金)

4 こども総合相談センター設置の経緯

●平成2年

◆市長公約事業

こども夢パーク

こども総合相談センター

こどもアメニティプラン

◆「こども21世紀夢プラン構想」

●平成5年6月 「こども21世紀夢プラン基本方針」策定。
こども総合相談センターは全市レベルの心の拠点と位置づけ。

●平成9年4月 「こども総合相談センター基本構想検討委員会」設置(全4回開催)。

●平成10年3月 「こども総合相談センター基本構想」策定。

●平成10年7月 「こども総合相談センター基本計画策定委員会」設置(全4回開催)。

●平成12年3月 「こども総合相談センター基本計画」策定。

●平成12年 「基本設計」

●平成12年9月 「実施設計」

●平成13年10月 「着工」

●平成15年1月 「建物竣工」

●平成15年5月 「開館」

福岡市児童相談所、青少年相談センター及び教育委員会教育相談部門を統合し、子どもの問題に総合的に対応する施設として平成15年5月5日に開館しました。



児童の権利に関する条約

(こどもの権利条約)

この条約は、1978年(昭和53年)2月に、ポーランドによって国連の第34回人権委員会に提案されました。11年間にわたる議論ののち、「児童の権利宣言」30周年、「国際児童年」10周年の記念すべき年にあたる1989年(平成元年)、第44回国連総会において採択されました。そして翌年の1990年(平成2年)に発効しました。わが国でも1994年(平成6年)3月に国会で承認されました。

この条約は、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約を批准した各国政府が負うべき義務を明らかにしています。

3部構成、54条からなり、18歳未満のすべてを対象とし、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、あくまで「権利の主体」ととらえています。

また、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように規定しています。

子どもの権利条約とは、世界中の子どもが元気に幸せに生きていけるように、子どもの人としての権利や自由を守るために必要なことを定めた国際条約です。

大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。

生きる権利

子どもはどのような差別も受けずに大切にされます。また、健やかに成長し、あらゆる可能性を開放させることができます。

育つ権利

子どもは教育を受け、自由に時間を過ごしたり、遊んだりできます。

守られる権利

子どもは、あらゆる種類の暴力などから守られます。また、障がいのある子どもなどは、とくに守られます。

参加する権利

子どもは自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできます。

福岡市こども総合相談センター事業概要

発行年月：平成24年10月

発行者：福岡市こども総合相談センター

所在地：〒810-0065

福岡市中央区地行浜2丁目1-28

電話：092-832-7100

FAX：092-832-7830

HP(URL)：www.city.fukuoka.lg.jp/egaokan/

印刷：身体障がい者通所授産施設 清水ワークプラザ



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

毎月1～7日は

い～な ふくおか・子ども週間♡



毎月1～7日は、個人、企業（職場）、地域など、それぞれの立場でできることに取り組んで、子どもや子育てに優しいまち“ふくおか”を目指しましょう!!

福岡市では、平成19年4月から、毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”と定めています。

これは、すべての人が、日ごろから子どもたちの健やかな成長を考える“きっかけ”とするため、この週の少なくとも1日は、個人や企業（職場）、地域などに、子どものためにできる取り組みを呼びかけ、社会全体で子どもたちをしっかりとバックアップする意識を盛り上げていく運動です。

例えば、個人では、いつもより早めに仕事を終えて家族そろって晩ご飯を食べたり、職場では従業員の定時退社を促進したり、地域では見守りやパトロールをするなど、ちょっとした心がけでできることに取り組んでいきましょう！

～賛同企業・団体を募集しています～

趣旨に賛同いただける企業・団体を募集しています。企業・団体名と取り組みを市ホームページ「ふくおか・子ども情報」(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/iinafukuoka/index.html>)で紹介します。

詳しくは、こども未来局総務企画課（TEL：092-711-4170，FAX：092-733-5534）までお問い合わせください。また、「ふくおか・子ども情報」の登録ページからもご賛同いただけますので、ご覧ください。